

令和4年第4回岩泉町議会定例会  
条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (12月13日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 職員の高齢者部分休業に関する条例について	6
議案第 2 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について	9
議案第 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例について	13
議案第 4 号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例について	19
議案第 5 号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	24
議案第 6 号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例に ついて	25
議案第 12 号 財産の取得に関し議決を求めることについて	30
議案第 7 号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)	36
議案第 8 号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	86
議案第 9 号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)	89
議案第 10 号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	90
議案第 11 号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)	93

閉会の宣告.....	97
署名.....	99

令和4年第4回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 4 年 1 1 月 2 4 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 4 年 1 2 月 1 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 4 年 1 2 月 1 3 日 午 後 4 時 1 5 分				
出席及び欠席委員  出席12人 欠席0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	( 欠 番 )		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	三田地 泰 正	副委員長	畠 山 和 英
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原 克 彦	議事係長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総務課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町民課長	山 岸 知 成	健康推進課 総括室長	山 崎 正 道
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議事の経過	別 紙 の と お り			

# 令和4年第4回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会

## 委員会日程(第1号)

令和4年12月13日(火曜日)午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
  - (1) 議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について
  - (2) 議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
  - (3) 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
  - (4) 議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
  - (5) 議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について
  - (6) 議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
  - (7) 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて
  - (8) 議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第7号)
  - (9) 議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
  - (10) 議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第2号)
  - (11) 議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
  - (12) 議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第1号)
6. 閉 会



---

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、12番、三田地泰正委員を指名します。

三田地泰正委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（三田地泰正君） 改めておはようございます。ただいまご指名をいただきました

三田地泰正です。本委員会には12件の案件が付託されています。議事進行につきましては、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

---

◎副委員長の互選

○委員長（三田地泰正君） それでは、これより副委員長の互選を行います。

お諮りをします。副委員長の互選については、本職より指名と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の副委員長には、4番、畠山和英委員を指名します。よろしく申し上げます。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

---

◎議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） これより審査に入ります。

議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。それでは、総務課から議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

さきの議会全員協議会、また議員会議で事前にお伝えしておりましたが、地方公務員法の一部改正により、令和5年度から地方公務員の定年が現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に定年が65歳となります。これに伴う必要な条例の一部改正あるいは整理をこの後の議案第2号及び第3号でお願いするところではありますが、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、60歳以上の高齢職員の多様な働き方に対応するため、この条例を新たに制定するものであります。

それでは、2ページ、別紙を御覧願いたいと思います。条例制定内容につきまして順に説明させていただきます。第1条は、本条例の趣旨を規定しております。

第2条は、高齢者部分休業の承認について、職員の申請に基づき、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、公務に支障がない場合、本来の勤務時間の半分を上限として30分単位で部分休業を認める旨規定したものであります。

第3条では、高齢者部分休業取得中の給与について、勤務しない1時間につき、減額し給与を支給する旨を規定しています。

第4条では、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理することが著しく困難となった場合には、当該職員の同意を得て、部分休業の取消し又は休業時間の短縮ができる

承認の取消し又は休業時間の短縮について規定してございます。

続きまして、3ページを御覧願いたいと思います。第5条で休業時間の延長の申出と承認について、第6条では規則への委任を規定しております。

最後に、附則になりますが、第1項、施行期日は令和5年4月1日から施行するもの  
でございます。また、第2項で岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例  
の一部改正について付記しており、同条例第3項として高齢者部分休業関連を追加して  
おります。

以上で議案第1号 職員の高齢者部分休業に関する条例についての説明を終わります。  
ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、  
総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言する  
よう、またマイクを持って発言するようご協力願ひます。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡潔明瞭にお願  
ひします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いしま  
す。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。それでは、高齢者の部分休業という場合で  
ございますが、通常の間休なり一般の職員との取扱いが違うのか、高齢者という名前  
をつけたことによって。その点についてはいかがでしょうか。ここに高齢者休業分を承  
認するとか、それから高齢者休業部分に関しては給与を削減するとかと、一般の職員と  
の差があるようには感じますが、その点は同じなのかどうかお願ひします。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長から。

○委員長（三田地泰正君） 大森秘書人事室長、答弁。どうぞ。

○秘書人事室長（大森淳一君） お答えいたします。

高齢者部分休業制度、新たにということですがけれども、既に育児休業の部分休業とい  
うのも給与関係の制度は同じになっておりまして、例えば勤務時間の際の1時間なりを

部分休業している職員がそこで年次休暇を取得した場合は、それは年次休暇として有休扱いになりますので、給料が減らされないということになりますが、1時間勤務を部分休業した場合には、その分は通常の職員より1時間分給料が削減されるということになります。よろしいでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そのところで、この場合は該当する、この場合は該当しない、同じ1時間でもという説明で、ちょっと私の頭の中では同じに聞こえたり、こんがらかったりするところがあるのですが、そのところは今回のこの条例によって、こういうところが明確に判別ができていますというふうなのが分かりやすいと助かりますが、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） もう少し具体的というか、例を挙げて分かりやすく。

はい、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） こういうもので今のように育児休暇の問題もあったようですが、実際にはこういう問題のために高齢者もこの場合は有休扱いになり、この場合は減額になると。2通りありますものね、同じ1時間休業をもらった場合でも。今の説明ですと、こちらは有休扱いになりますし、こちらの1時間は削減になりますというふうに捉えたものですから、再質問をさせていただきました。

○委員長（三田地泰正君） それでは、副町長、答弁。三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 高齢者の部分休業という表現にはなっているわけですが、これはいわゆる年休の時間休というのとは違いまして、最初から勤務時間をもう少しなくして働いていただくという、働き方を多様にするための、そして長く働いていただくというための決め方でございます。

例えば勤務時間を9時から4時までにするとか、そういったことでもう前もって決めておくと。そして、あとの時間については、もう部分休業ということで前後を短くしておくと。そして、9時から16時までの勤務時間の中で、いわゆる今までの年次休暇の時間給を取る場合は、これは有休の休みと。ただし、4時から5時、8時半から9時までの間は、給料はもうその分は引いて、最初から計算をしているのですよということでございます。したがいまして、年次休暇の有休時間とは別物というご理解をお願いできれば

ばと思います。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

○委員長（三田地泰正君） 議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

先ほどの第1号議案の説明の際に申し上げましたとおり、本議案が地方公務員法の一部改正による地方公務員の定年引上げに関する制度改正の大きな主軸となる改正となりますので、よろしく願いいたします。

改正文の文言だけでは分かりにくい部分がございますので、最後のページ、24ページ、25ページに参考資料2としまして、今回の改正内容を要約した資料をおつけしております。各委員には、15ページからの参考資料1、新旧対照表を順に御覧いただき、私のほうで参考資料2に沿って説明させていただきますので、内容を再確認したい際には最終

ページをご確認いただければと存じます。

それでは、15ページを御覧願いたいと思います。改正内容につきまして、参考資料1、新旧対照表により順に説明させていただきます。まず最初に、構成内容を分かりやすくするため、新たに目次、第1章から第5章までの章名を付しております。

第1条では、改正に伴う根拠法等の所要の整備を行っております。

第3条は、定年年齢の改正を行っており、第1項で職員の定年年齢を60歳から65歳に、第2項で医師及び歯科医師の定年年齢を65歳から70歳に引き上げております。

次に、16ページを御覧願います。第4条では、第1項から第4項まで所要の整備を行うとともに、第1項では管理監督職の勤務上限年齢制の例外である第9条、特例任用により、定年退職日に管理職の職員は勤務延長することができない旨を規定しております。

続きまして、17ページを御覧願いたいと思います。17ページの第6条から22ページ、23ページの第14条までが新設される規定でございます。17ページの第6条、管理監督職の勤務上限年齢制の対象となる管理監督職を規定しております。第1号から第3号までに記載されておりますように、管理職手当の支給対象職、水道事業職員の管理職手当支給対象職、行政職給料表を受ける職員で、その職が5級以上であるものとなっております。

18ページ、第7条、役職定年が適用される年齢である管理監督職勤務上限年齢を60歳とするものであり、第8条では役職定年を行うに当たって遵守すべき基準を規定しております。

次に、19ページ、第9条になります。管理監督職勤務上限年齢制による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、いわゆる特例任用について規定のほうをしてございます。

飛びまして、21ページになります。第10条では、特例任用による異動期間延長等に係る職員の同意について、第11条は特例任用する事由が消滅した場合に降任となる旨記載しており、第12条では定年前再任用短時間勤務職員の任用について規定しております。

次に、22ページ、第13条では、一部事務組合等を年齢60歳以上で退職した者を短時間勤務の職に採用することができる旨を規定し、第14条で規則への委任を規定してございます。

また、制定附則としまして、第3項で2年に1歳ずつ定年年齢を引き上げる経過措置

を規定し、第4項において60歳に到達する年度の前年度に60歳以降の給与等の情報提供及び勤務の意思確認を行うことを規定してございます。

最後に、別紙、改正文8ページにお戻り願いたいと思います。8ページ、改正附則でございます。第1項、施行期日であります。令和5年4月1日から施行するものとしませんが、ただし附則の第27項の規定は公布の日からの施行となります。

第2項では、勤務延長に関する経過措置を規定しております。

次に、9ページの第5項から12ページ、第18項までは、定年退職者等の再任用に関する経過措置を規定するものでございます。

12ページの第19項から次のページ、13ページの第25項までは、新たに設置された職等に関する経過措置を規定するものであります。

14ページの第26項では、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を、第27項では情報提供及び意思確認の対象年齢を規定する改正附則となっております。

以上で議案第2号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 1点お伺いいたします。

この条例制定に伴い、退職金の取扱いはどのようになるのかお伺いいたします。

○総務課長（三上義重君） 大森秘書人事室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森秘書人事室長、答弁。

○秘書人事室長（大森淳一君） 退職金につきましては、60歳到達年度が一番ピーク時の給料となりますので、それを基本額として退職金のほうは計算されますので、基本的に減額されるということはなく、今までと変わらないというところで認識していただければと思います。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今60歳のときを基準に退職金が払われるというのですが、定年が62歳、63歳になってきた場合に、退職金というのはその退職時ということですか、60歳ではな

く。62歳であれば62歳、63歳であれば63歳に、60歳のときの給料を基準に、到達時に支払われるということですか。確認をさせていただきます。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長、答弁。

○秘書人事室長（大森淳一君） 委員おっしゃるとおり、62歳であれば62歳のときに支給されるということになります。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） それから、現在は再任用という制度で雇用しているわけですが、この人たちのことは60歳で定年が終わっていて、これからの再任用の人たちはもう定年は済んでいるということで、これから65歳まで再任用するけれども、そのときには定年という言葉は使わないということなのかどうか、お願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長、答弁。

○秘書人事室長（大森淳一君） 現行で申しますと、60歳で定年しまして、本人の希望があれば、再任用ということで65歳まで働けるということになっております。今回例えば62歳で定年になった方は、63歳以降は暫定再任用ということで、3年間再任用職員として、これまでの今の再任用と変わらず勤務することができるということになります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） それから、条項の中に、任命権者は町長の承認を得てというふうなことがあるのですが、任命権者は町長のことをいうのではないかなというふうな解釈もあるのですが、この場合の任命権者というのはどなたのことを指しているのかお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） まず、任命権者ですけれども、町長部局であれば町長になります。議会事務局であれば議長が任命権者ということになりますし、教育委員会であれば教育長というのが任命権者ということでご理解いただければと思います。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） ということは、各部局、例えば農業委員会の場合であれば、最終許可は町長というふうな中で、その許可を得て発令なり行使をするということでもいいですね。これは確認であります。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） 岩泉町のこれまでの辞令の交付の仕方なのですけれども、基本今まで60歳退職のときには、例えば議会事務局長で60歳を迎えた方は、一旦町長部局に出向されて、町長部局で町長から辞令をお渡しすると。採用のときも町長から採用の辞令を受けてから、その後に各教育委員会なり議会のほうの部局に辞令を出すということが流れになっておりますので、このご答弁で合っていますでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係

条例の整備に関する条例について

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてにつきましてご説明させていただきます。

本議案も第1号、第2号議案の説明の際に申し上げましたとおり、地方公務員法の一部改正による地方公務員の定年引上げに関する関係諸条例の改正となりますので、よろしく願いいたします。

本議案も改正文の文言だけでは分かりにくい部分ございますので、最後のページ、30ページに参考資料2としまして、今回の改正内容を要約した資料をおつけしてございます。各委員には、11ページからの参考資料1、新旧対照表を順に御覧いただきまして、私のほうでは参考資料2に基づきまして説明をさせていただきますので、内容を再確認した際は最終ページをご確認いただければと存じます。

それでは、11ページを御覧願いたいと思います。11ページ、参考資料1、新旧対照表により順に説明させていただきます。まず最初に、上段、第1条関係、表題、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。任命権者の報告事項を規定している第3条の引用条文を改正しております。

下段、第2条関係、表題、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正でございます。第3条で減給処分を行う場合の減給額について、処分発令時点より現に受ける給与、これは60歳を超えて7割水準となった場合等になりますが、その際の給与を基礎としたほうが減給する額が低い場合、現に受ける給与を基礎として額を算定するものとしてございます。

次に、12ページを御覧願いたいと思います。第3条関係、表題、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。同条例第2条において、特例任用職員を派遣の対象外とするものでございます。

続きまして、13ページを御覧願いたいと思います。第4条関係、表題、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。同条例において、地方公務員法改正による引用条文の条項ずれに伴う所要の整備を行い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものであります。

次に、14ページを御覧願いたいと思います。第5条関係、職員の育児休業等に関する

条例の一部改正でございます。特例任用職員を育児休業及び育児短時間勤務取得の対象外とし、地方公務員法改正による引用条文の条項ずれに伴う所要の整備、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものでございます。

続きまして、15ページを御覧願いたいと思います。第6条関係、表題、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。基本的には、他条例同様に地方公務員法改正に伴う整理、あるいは文言整理を行っておりますが、16ページ、第5条の2、第2項では、定年前再任用短時間勤務職員の給与の決定方法を規定しております。

また、17ページの第10条の2、下段から20ページの第21条までは、主に「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めております。

さらには、20ページの第23条の2で、定年前再任用短時間勤務職員の給与の適用除外の規定を設けております。

あわせて、20ページの最下段、附則において、第24項から22ページの第31項にわたる8つの項を新設しております。第24項は、60歳に達した次の年度の給与を7割とする規定。

21ページの第25項、給与の7割措置の適用除外を規定してございます。歯科医師等になります。

第26項、管理監督職勤務上限年齢により降任等された職員で、受ける給料月額が7割を下回る場合は、その差額を調整額として支給。

22ページ、第27項、管理監督職勤務上限年齢の7割措置の上限を規定。

第28項は、7割措置の対象者で給料表の改定があった場合など、給料月額の権衡を図る規定となっております。

第29項は、人事交流による割愛職員などで、任用の事情を考慮して給料月額の権衡を図る規定となっております。

第30項は、規則への委任を規定しております。

第31項、60歳以降に育児短時間勤務を取得する職員の給料の計算方法を規定してございます。

以上、8項目を新設しております。

次に、23ページを御覧願いたいと思います。23ページから25ページまでとなりますが、

別表の第1及び別表第2について、「再任用職員」という表現を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めてございます。

続きまして、26ページを御覧願いたいと思います。26ページから28ページまでにおいて、別表第3、等級別基準職務表につきまして、役職定年制を踏まえた再整理する改正を行ってございます。

次に、29ページを御覧願いたいと思います。第7条関係、表題、岩泉町水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。同条例において、地方公務員法改正による引用条文の条項ずれに伴う所要の整理、そして「再任用職員等」という表現を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改めるものでございます。

最後に、別紙、改正文8ページにお戻り願いたいと思います。8ページになります。中断より下、第8条におきまして、今回の改正に伴い、職員の再任用に関する条例を廃止してございます。

また、その下、改正附則であります。第1項として施行期日を令和5年4月1日と定めてございます。

第2項では、附則における用語の定義を規定しております。

9ページの第3項から次のページ、10ページ、第12項までは、経過措置を規定するものでございます。

一番最後となりますが、10ページ、第13項では、水道事業職員の暫定再任用職員に対する給与等の適用除外について規定してございます。

以上で議案第3号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それでは、1点、26ページ、27ページの給料表の基準ということでお伺いしますが、この対比表を見れば、係長という制度はもうなくなったということでもよろしいですか。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長、答弁。

○秘書人事室長（大森淳一君） 係長という職はなくなります。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） 次に、支所長が一本化されたということで、例えば小川地区で1,000人、2,000人の規模の支所長も、200人、300人だろう有芸さんということで、対象の範囲、人口が違っていても、もう支所長という職は一本なのだということになって、等級も同じだということについては、何か議論はなかったのかどうかお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長、答弁。

○秘書人事室長（大森淳一君） 確かに支所における規模感というところがあります。

一旦支所長を全部そろえるというのは、現在管理職手当が支給されておりますので、管理職手当が支給されている職に今度新たに60歳を超えた職員を就けさせることができなくなりましたので、これまでも再任用職員の60歳を超えた方が支所長さんなりをやっていただいた経緯を踏まえますと、今後人事配置上、やはり60歳を超えた職員にも支所長さんをやっていただきたいと。また、現職が行くのであれば、今までどおり総括室長級であるとか、小川であれば課長級のほうの配置しておりますので、そこら辺は職員の年齢構成なり、人事上の工夫を踏まえながら配置をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そのときに、今のように小川支所長は課長級といったときに、既にもう4級ということで、課長級ではない方々の支所長という位置づけがありますので、そうすると今のように小川地区に課長級をとというのは、ちょっと当てはまらないような気がしていますが、どうですか。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） 職員の職に関しましては、相当職というところも今回整理をさせておいておりますけれども、例えば総括級が行くのであれば副主幹兼支所長、課長級が行くのであれば主幹兼支所長というような形での職の設置、配置というところ

を考えております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） それから、4級から5級に上がった副主幹という名前ですが、幅広く今でも副主幹という位置づけで職がついているような感じがして受けておりましたが、今度は一本、5級ということですから、総括室長クラスというところでそろえるということになるようでございますが、このときの経緯というので、ここに絞り込んだというので、何か説明があればお願いします。

○総務課長（三上義重君） 大森室長。

○委員長（三田地泰正君） 大森室長。

○秘書人事室長（大森淳一君） 今回の検討に当たりまして、一番悩んだところが6級、課長級の相当職をどのような職にするかといったところが一番議論を重ねたところがございます。これまで6級には、例えば担当課長であるとか参事、統括監というところがあったのですけれども、やはり参事という職が一般的にはやっぱり課長より上の感じを捉えられる職というイメージがありましたので、ちょっとそぐわないのかなというところがございまして、過去は主幹という職が課長級であって、副主幹が課長補佐でありましたので、ちょっと言えば過去に戻らせていただいて、主幹を課長級、副主幹を総括級、そして間4級に主任主査と、3級に主査というふうな形で今回職の整理をさせていただいたところになります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替えを」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） どうぞ。

---

◎議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する  
条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

和山消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 議案第4号 岩泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、さきの議員全員協議会におきまして、消防団員の処遇改善についてということでご説明をさせていただいております。

参考資料の新旧対照表、4ページを御覧いただきたいと思います。第3条では、国の例に倣い、文言を修正するものでございます。

第8条では、同じく国の例に倣い、災害の規定を見直すものでございます。

第10条では、所要の整理を図るものでございます。

第12条では、団員の報酬を年額報酬と出動報酬といたしまして、額を改めるものでございます。

5ページの別表第1を御覧願います。年額報酬でございますが、岩泉町消防団規則に団付分団長が規定されておりますことから、新たに団付分団長の職及び年額報酬の額を定めております。また、国の基準を下回っております班長を3万円から3万7,000円に、6ページでは団員を2万4,000円から3万6,500円に引き上げますとともに、所要の整備を図るものでございます。

同じく6ページの別表第2を御覧願います。消防団員が出動した際は、出動費用弁償

を支給しておりますが、これを出動報酬とし、また額を改めようとするものでございます。これまで水火災等1回につき2,000円でしたが、これを日額支給といたしまして、災害（火災に限る）による出動を4時間以上8,000円、4時間未満4,000円、災害（火災を除く）による出動を8,000円、警戒、訓練、その他の活動のための出動を2,000円とするものでございます。機械器具整備に係る支給につきましては、新たに要綱を定めまして、消防団活動負担金として支給する予定でございます。

同じく第12条でございますが、4ページの第3項では年額報酬、5ページの第5項におきましては出動報酬の支給時期等について、それぞれ定めるものでございます。

5ページを御覧願います。第13条でございますが、出動費用弁償を出動報酬に改めますることから、所要の整備を図るものでございます。

附則第4項は、第13条の改正に伴い、削るものでございます。

3ページにお戻り願います。別紙、改正文でございますが、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。また、同日前の報酬及び費用弁償につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。ご審査方よろしくお願いたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 今回の改正によって、班長と団員の方の報酬が大幅にアップして、これで全国平均レベルになったと思います。本当にいい改正だと思っておりますけれども、例えばこの費用弁償、出動費用弁償の中で、機械器具整備が災害による出動、火災以外と警戒、訓練、その他の活動のための出動というふうに改正されておりますけれども、これは今までと変化があるのか、何か今までと違うところがあるのか、それとも今までと同じで文言が変わっただけなのか、その辺はいかがですか。

○消防防災課長（和山勝富君） 山崎総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長、答弁。

○消防防災課総括室長（山崎幸助君） 前回と大きく違うところは、災害か災害以外のものかというので大きく分けております。災害に関わらない部分につきまして、全てその

他の活動ということで捉えていただきたいと思います。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） そうすると、確認ですけれども、今までと同じということによろしいですね。日額も大幅に増額されて、団員の方は非常にこれを知ると喜ぶと思うのですが、例えばこうした背景には、消防団の人員不足というか、そういったことも背景にあるのではないかなというふうに思っております。改正した後に増員を目指してほしいというふうに思っていますけれども、そこら辺の対策というか対応はいかが考えておりますでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

この改正をした後の対策というようなご質問でしたけれども、まずは全国的に消防団員の減少に歯止めがかからないということから、国では消防団員の処遇改善に関する検討会を開催いたしまして、その報告を踏まえまして出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の計上など、消防団の処遇の改善に向け、また団員確保を図るべく今後必要な措置として取り組むべき事項が示されたというところでございます。

これを踏まえまして、当町では今年4月から報酬は団員個人へ直接支給を徹底しておりますし、またこの年額報酬、出動報酬につきましても、今回来年4月からの引上げをお願いするものでございます。来年度からの年額報酬、出動報酬の引上げに伴います方策の効果による団員の確保の状況を今後注視していく必要があると、そのように思っているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） 確認なのですが、報酬ということであれば、確定申告が必要ということになるのでしょうか。

○消防防災課長（和山勝富君） 山崎総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長。

○消防防災課総括室長（山崎幸助君） これは、金額が5万円を超えるようであれば確定申告が必要ということになっておるようです。

○委員長（三田地泰正君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そうすると、基本の年額報酬と出勤報酬であれば、多分超えるのではないかなと思うのですが、そうした場合には支払調書、源泉徴収票までは来なくても、支払調書か何かは個人に送付されるというふうに理解すればよろしいですか。

○消防防災課長（和山勝富君） 山崎総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長、どうぞ。

○消防防災課総括室長（山崎幸助君） 源泉徴収票によりまして、そこは引かれるという、源泉徴収をいたしますということです。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） 1点お伺いします。

第12条で、報酬にせよ、出勤の支払いにしても、翌々月になっているのですよね。活動をしてもらったり、それから報酬であれば決まっているものなのですが、定められた翌月払いというのは難しいものではないでしょうか、お伺いします。

○消防防災課長（和山勝富君） 山崎総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長。

○消防防災課総括室長（山崎幸助君） お答えいたします。

支払い方法は、四半期に分けて支払うということでございますので、四半期ごとの計算をいたしまして、それで支給するという形を取っておりますので、支払い方法は翌々月ということになっておりますけれども、これはいろいろと消防団さんのほうで事情がありまして、ちょっと遅れるケースもございましたので、余裕を持たせて翌々月に支給するということにいたしました。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） 今月何とかその活動しましたと。1か月、間を置いて、その次の支払いというのをやっぱり報酬であり、出勤もしましたし、現実に稼いでいます。それから、四半期ごとの支払いというのも額も決まっておられると思います。そのところを幸い翌々月までにと、「までに」がついていますので、何とか翌月に支払えるような事務の進行を検討していただければと思いますが、可能性があるかどうかお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 和山消防防災課長。

○消防防災課長（和山勝富君） お答えいたします。

これまでの規定では、四半期ごとというだけうたっておりまして、翌月というところまではうたっておりませんでした。実際事務を執り進めるに当たって、先ほど消防団の都合、事情でというふうに総括が申し上げたのですけれども、それぞれ活動状況を、消防団の幹部の方からお一人お一人の活動状況を取りまとめて報告をいただいております。ということなのでも、翌月だと間に合わせられない分団もあつたりしたものですから、今回余裕を持たせて翌々月としたという経過でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お知らせします。コロナ感染予防対策のため、午前11時5分まで休憩します。

休憩（午前10時55分）

---

再開（午前11時05分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き、条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

---

◎議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） これより審査に入ります。

議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

教育委員会では、これまで児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質のさらなる充実を図る観点から、学校の適正配置に取り組んできたところでありますが、保護者の皆様や地区住民の皆様からご理解をいただき、本年度末の令和5年3月31日をもって岩泉町立安家小学校を閉校し、令和5年4月1日からは岩泉町立岩泉小学校に統合する運びとなっております。

なお、安家小学校では現在閉校事業の実行委員会が組織され、来年3月末の閉校に向けて準備が進められているところでございます。

それでは、議案の3ページ、新旧対照表を御覧願います。この表は左の欄に現行を、右の欄に改正後を掲げておりますが、左の欄の小学校の設置について規定しております第1条の表から、下線をつけております岩泉町立安家小学校の欄を削るものであります。

それでは次に、議案の2ページ、別紙を御覧願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（三田地泰正君） 次に、議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、議案第6号 岩泉町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この議案は、先ほどの議案第5号 岩泉町立学校設置条例の一部を改正する条例とも関連いたしますが、今回の改正は令和5年3月31日をもって閉校となる岩泉町立安家小学校を学校開放の対象施設から外そうとするものであります。

それでは、議案の3ページ、新旧対照表を御覧願います。この表は左の欄に現行を、右の欄に改正後を掲げておりますが、初めに左の欄の現行を御覧ください。別表第1（第8条関係）、体育館使用料（1時間当たり）の表の下線で表示する釜津田小学校、安家小学校から安家小学校を削り、改正後は釜津田小学校にするものであります。

同じく別表第2（第8条関係）、屋外運動場照明施設使用料（30分当たり）の表の中にある下線で表示する小本中学校、安家小学校から安家小学校を削り、改正後は小本中学校とするものであります。

それでは次に、2ページの別紙を御覧願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 来年3月をもって閉校となる安家小学校ですが、今の体育館、それから屋外運動場照明施設使用料、これは例えば学校はなくても一般の方が使用したい、利用したいというときは、今までどおり使用可能かどうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

これまでも統合の学校等ございますけれども、今後におきましては教育財産の使用許可という形での使用に変わることになりますので、申込みの際に教育委員会事務局のほうに申出をいただきまして、手続をしていただいでご利用いただくという形で考えております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） 時々消防等が夜間で練習とかすることもあろうかと思うのですが、そういうときはぜひ使用したいと思うのですが、それに最近ですけれども、特に防災ヘリとかドクターヘリが発着するようになってきております。そういった緊急のときには、校庭とかしっかりした整備をしておかなければならないと思うのですが、その管理はどが行うのですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

これまでの統合学校と同じなのですけれども、教育委員会のほうで会計年度任用職員を任用しておりまして、各旧校舎等の整備を図っているところでございますので、同じような形で草刈り等の整備等も今後行っていくということで考えております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） 支障のないようお願いしたいと思います。

それから、今の学校がなくなるということは、教員住宅も空いてくると思うのですが、教員住宅についての使用方法など考えているのかお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

教員住宅の使用につきましては、現在安家小学校の近くに2棟あるわけなのですが、これは教職員の人事の関係にも絡んでまいりますけれども、実は今現在校長先生ともう一人講師の方が入っているわけなのですが、校長先生は学校がなくなりますので、異動対象かと思うのですけれども、もう一人の先生につきましては、今後の人事の関係も出てまいります、町内で働きたいというふうなご意向も伺っているところです。

そこで、前にお伺いしたときには、安家がかなり気に入られているということでしたので、安家に住みたいという気持ちが変わらなければ、そのまま住んでいただいて、町内の学校に通っていただくということも考えられるかなとは思っておりました。ただ、人事の関係もありますので、来年使うというのが確約されているわけではありませんが、まずは使っただけの見込みは今のところあるのかなと思っております。

ただ、もう一戸につきましては空きが想定されますので、これにつきましては今後の検討となるかと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） せっかく新しい建物でありますので、ぜひとも有効活用をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 教員住宅も、ついこの前の台風災害以降新しくなったと記憶しております。ですので、1人の先生なり教員の方を優先するとしても、もし次の予定がない場合は、地域おこし協力隊さん方も全地区に網羅されておりますので、その人たちも対象として、ずっと要望があった場合は入れるような形での整備というか、事務的な進めをしておいていただければと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

現在教育委員会で管理していれば、教育委員会で維持修繕等の管理も出てまいります。今後の地域おこし協力隊等の活用ということになってまいりますと、政策推進課、担当課のほうともご相談しながら、管理をどうしていくのかということも含めまして、ご相談をして検討もしてまいりたいなと思っております。

地域おこし協力隊が活用するというのも、まず考えられるなどは思っておりますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） もう一点、ここには学校施設というのは載りましたが、学校林というのも施設の中にあるかと思うのですけれども、これについては継続なのか。ただ、安家小学校学校林というには名前が変わってしまうものですから、その後の取扱いについてお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 学校林についてご答弁いたします。

安家小学校の学校林というのは今ございませんが、安家中学校で整備をした学校林というのが3か所残っております。これにつきましては、先月現地の確認等、地域の方からもご協力いただきまして、確認をしているところでございます。高須賀、それから折壁、半城子の3か所に学校林がございまして、これらの木の状況ですとか、あと売却が可能なかどうかとか、その辺を調査したところでございます。

具体的に申し上げますと、高須賀の学校林はカラマツを植林したところでして、これらについては木の状況は売却が可能ななどは思っておりましたが、ただ境界の確認等が一部必要なところだとか、あと地域の方が自家水道を引いているというところもありまして、もし伐採するのであれば、その辺の配慮、検討が必要かなと思っております。

また、折壁につきましては、国有林に植林した学校林なのですが、ここについては木も育っております、売却可能とは見てきたところですが、ただ道路が台風等の災害でえぐれている箇所がありまして、これらの補修が可能であれば、売却も可能なと思っておりますが、ちょっとここは道路の関係、それから民地を通行しなければならないというのもありまして、もう少し検討が必要かなと思っております。

さらに、半城子の学校林につきましては、樹種によってまだ売れないものもありますし、カラマツ、杉については伐期に達しているというふうに見ております。また、雑木についても、ある程度太くて伐期に達しているかなとは思っておりますが、これもアカマツの関係もありますので、もう少し様子を見たほうがいいのかというふうなご意見もいただいたりしておりましたので、もう少し検討が必要かなと思っております。

学校林につきましても、学校統合の実行委員会のほうにも情報提供、それから意見交換もさせていただいておりましたので、地域の方にもお話をしながら、今後の処分についても検討してまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今出たのですけれども、学校の財産の管理なのですが、いっぱい統合を通して教員住宅とか校舎等々あるわけですけれども、教育財産として管理していく、引き続きやっていくのとか、あるいは財産のほうに移管して、それ廃止して管理しているのですけれども、あと補助との関係があるのですが、この際整理して、決まりはこうであるとか、そこらのところをどのようにするおつもりか、お答えください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 補助は、学校の建築時の国庫補助とかということ。それらにつきましても、補助を受けた年度、それから経過年数等によって国の手続の方法等も変わってまいりますので、あとはどのように活用していくか。例えば無償貸付けにするのか、有償で貸付けするのかとか、それに伴いましていろいろ手続が変わってまいりますので、今後安家小学校につきましては、安家小学校の校舎はたしか平成4年度ぐらいだったと思うのですが、10年以上経過しておりますので、比較的手続は無償貸付け等であれば難しくはないかなと思っております。

ですので、委員おっしゃるとおり、その辺の手続も改めて整理いたしまして、今後の活用の際には支障が出ないように事務は執り進めてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 今回の安家の分も含めて、今までのもいっぱいあるわけですが、その補助の制約はどうかかなと、大ざっぱに言って。

それから、あとはこういう条件であればもう自由に使っていいとか、そのところをもう少し、同じになるかもしれませんが、お答えしていただければと思います。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、処分制限期間内、木造であれば24年とか、鉄筋コンクリートであれば60年ですとか、その後年数が短く変わっておりますけれども、基本

的には処分制限期間というのがありまして、その中での手続をする際に、大きく分けま  
すと今後その校舎を処分するに当たって有償で譲渡する、貸付けする、もしくは無償で  
譲渡する、貸付けするによって大きく違っております。

例えば無償で貸付けする場合がありますと、これも国庫補助を受けてから10年以上経  
過しているかどうかというあたりがまたそれによって手続、大臣の報告ですとか、報告  
で済むのが一番簡単なわけですけれども、承認申請しなければならないというふうな手  
続もありますので、これを今後の校舎の使い方と処分制限期間の年数等に、あとは有償、  
無償によって、それぞれ難しさといいますか手続の種類がいろいろ変わってくるという  
ことでございます。

この間の全員協議会でもお話のありました旧校舎の貸付けにつきましては、無償貸付  
けということでのお話があったかと思うのですが、今回の無償貸付けの場合ですと、国  
庫補助を受けて10年以上経過しておりますので、これは大臣の報告で済むということ  
で手続を進めたいなと思っております。ただし、この手続も大体3か月ぐらいはかかるかな  
というふうなことで、今相談を進めているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを。

---

◎議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○委員長（三田地泰正君） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについてにつきましてご説明させていただきます。

本議案は、町の中心的観光地である龍泉洞の永続的な経営環境づくりが必要であることから、龍泉洞園地構想を検討していく中で将来的に必要と思われる当該用地を取得しようとするものでございます。

さきの本会議場での議案説明の際お伝えしていましたが、契約の相手方は法定相続人の3名の方となっております。法定相続人、佐々木京子様、同じく法定相続人、畑中百枝様、同じく法定相続人、佐々木光信様でございます。

次のページ、別紙を御覧願いたいと思います。取得する財産の一覧でございます。不動産の所在、岩泉町岩泉字小屋敷。所在地につきましては記載のとおりでございます。合計4筆。種別につきましても記載のとおり、全て土地でございます。細目につきましても記載のとおり、雑種地3筆、宅地1筆となっております。数量であります、4筆計6,866.01平方メートルでございます。取得予定価格の総額でございますが、1億1,122万9,362円でございます。

次のページに参考資料といたしまして用地の取得予定図を添付してございます。既に11月25日に仮契約のほうを締結済みであることをご報告申し上げます。

以上で議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第12号について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、畠山委員、どうぞ。

○委員（畠山和英君） 提案理由にもありますけれども、龍泉洞園地再整備基本構想の用に供するというふうなことでの提案理由であります。これまでも全員協議会等々で説明はされてきたわけですが、改めてと申しましょうか、ここをどんなふうに使って

いくのか、現時点あるいは将来含めて、そこらについてまずご説明していただければな  
と思います。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 龍泉洞の園地構想という部分で、今回購入する部分が  
県道から北側の部分になります。そこにつきましては、今龍泉洞観光会館閉鎖中でござ  
いますが、こちらのほうを再開するという方向で進めております。こちらの部分につい  
て、購入後その土地について龍泉洞観光会館のほうにお貸しをして、そして今のスケジ  
ュールでいきますと、年明けに改修リフォームのほうを進めまして、4月ぐらいには改  
めてのオープンという形でいけるのではないかなというふうに伺っております。

中身につきましては、今の売店機能をもっと強化して、いろんな地場産品を売るとい  
うような形、それからクラフトビールということで、あそこで製造したビールを販売し  
たり、あと飲ませたり、そういったところでも活用するというふうに伺っております。  
まずは、その部分を再開して、もっとにぎわいをつくるというところで進めていきなが  
ら、全体の構想につきましては今後改めていろいろなところでご協議をしながら考えて  
まいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 今休んでいるというか、そこが閉鎖されておりますので、ぜひ有  
効に使って、あの辺のにぎわいは図っていただければと思います。

当面は、そうしますと周辺は駐車場とかそういうのに使うのですか。バス等々、駐車  
場もいっぱいあるか。これからというご答弁ではありますが、どのようにするのか、も  
う少し詳しくご答弁いただければと思います。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回町のほうで購入します土地の中で、龍泉洞観光会  
館で使用する部分につきましては、今後協議をしながら、どこまでをどう使用するかと  
いうのは決めてまいりたいと思います。その貸付け部分については、観光バス等もこれ  
からコロナ後の動きが出てくれば来る可能性がありますので、そういったのでも駐車場  
として使用したいということは伺っておりますので、まずはその部分で使用ということ

になると思います。

○委員長（三田地泰正君） 3番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 私の方からは、取得予定価格なのですが、この積算の根拠と、あと4筆あって、雑種地と宅地となっています。この価格の違いとか、そういったところはどういうふうになっていますでしょうか。

○総務課長（三上義重君） 総務課の佐藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 佐藤哲夫総括室長、答弁、どうぞ。

○総務課総括室長（佐藤哲夫君） 今回の取得に当たりまして、不動産鑑定士のほうに鑑定評価を依頼しておりました。今回は、鑑定評価に基づき決定した単価というところになります。内容につきましては町の中心部等におきます最近の二、三年の取引事例等を基に、関係法令に基づき、市場性を反映した価格というふうに認識しておりまして、こちらの4筆につきましては位置的に同じ場所になりますので、4筆とも同じ単価というふうになっております。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） 同じですか。一般的に考えると、雑種地と宅地は全然価格が違うというふうに認識しているのですが、そこを同じに見るとというのは、どういう根拠から来ているのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三浦副町長、答弁。

○副町長（三浦英二君） これは、現地を見ればそのとおりでございますが、県道からまじり続けておると。それから、現況はもう舗装になって続けておりますので、あえて山林ですとか畑ですとかというように分ける必要はなく、同等の評価ということで今回は鑑定があったということでございます。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） 分かりました。何でこんなことを聞いたかということ、普通に考えた広さと価格、やはり非常に高いなというふうな印象を受けました。私もいろんな方に話を聞いたのですが、町民の皆さんあるいはいろんな方に、この金額でこの面積を岩泉町では取得しましたということ、例えば高いのではないかと問われたときに、しっかりとした根拠とか説明ができるような状況で取得すべきと思ったので、今回この

ような質問をさせていただきました。そこは、自信を持って大丈夫でしょうか。確認です。

○委員長（三田地泰正君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） これにつきましては、まず不動産鑑定士による鑑定評価を正式に委託いたしまして、算出をしていただいた金額でございますので、これは当然国家資格を持った鑑定士が鑑定をしたわけでございますので、この額が全ての根拠ということでございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のお二人の質問に関連しまして、ということで土地評価価格については鑑定士なり、それから近郊の事例ということで、これは納得をできると思いません。

ただ、これを取得した暁に、この1億1,200万円の利用価値がさらに出て、龍泉洞園地がこういう活用できると、この土地を取得したことによってというふうなことが前向きに検討されたり、住民に説明できるようであれば、今前に質問があったようなことに対しても、この土地のこういう効果がこうあるのだという、坪5万5,000円ですか、というふうなものの価値はさらについて回るというふうなのをぜひ裏づけとして検討していたければと思いますが、副町長、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 三浦副町長、答弁。

○副町長（三浦英二君） これで、まず第1弾に続きまして第2弾ということで、龍泉洞園地環境整備事業の必要最低限の用地は、今回で確保できたかなというふうに思っております。今後は委員ご指摘のとおり、ここにどのような絵を描いて、そして誘客を図って交流人口の拡大に結びつけるか、まさにそれが勝負になってくるものというふうに思っているわけでございます。

町民の皆さんもご期待をされているということも十分認識しておりますが、先ほど政策推進課長のほうからご答弁がございましたように、はっきりとここにどんな絵を描くというのが今の時点では決まっていないのはそのとおりでございますので、今後旧会館の再開の状況、あるいは誘客の状況、それから営業の状況、さらに手法等々を、ちょっとこれはやはりこの会館を運営される、経営される方との協議もしながら、こういった

ことで、どういった構想を描いているのかというのを今詰めているというふうにお聞きをしておりますので、この辺とも整合性を取りながらの整備を今後考えていかなければならないと。

そして、第2駐車場あるいは第3駐車場のほうからの一体的な絵を描くということに、いよいよ本格的に着手をしてまいらなければならないというふうに認識をしておりますので、都度議会、住民の皆さんにもご協議をしながら、いずれ町民の皆さんもとより日本全国、世界各地からおいでをいただけるような私どもの宝の龍泉洞にしていきたいと思います、このように考えているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） まず、この12号の議案、財産の取得のとおりの金額では、私個人的にも高いかなという感じはありますけれども、これをまず取りあえず龍泉洞の周りの土地は、借地よりかは買ってくださいというのは、私はお願いした記憶があります。

それで、大変今までも、今答弁のとおり、1回、2回という改良をするわけでございますけれども、これは本当の有効利用、今8番委員も言ったわけでございますが、これはこれからの問題だと思えます。特にこの土地に建っている建物を利用して、土地は貸付けということになるわけだとの答弁をいただきました。やっぱりこの貸付けの金額が問題になるかもしれませんので、これはよほど慎重にやっていただきたいと私は思っておりますので、皆さんもそういうことで、先ほど3番委員ですか、これはまずみんなそういうような気持ちで、金額的には自信を持って単価が言えるかというような格好も言いましたので、みんな委員全員がそれは思っていると思えますので、今後の利活用のほうを慎重にやっていただきたいと思えますので、副町長も前の土地の関係も経験がありますので、そこら辺をできればご答弁をいただければと思います。よろしく願います。

○委員長（三田地泰正君） 三浦英二副町長。

○副町長（三浦英二君） いずれ現在ふれあいらんどの整備構想の中でも、サウンディング調査というような、町でも新しい手法をもって今検討を進めているところでございます。そうしますと、例えば今度は龍泉洞のほうをそういった手法を用いた構想を町のほうに提案をしていただけるような機会をまたつくるでありますとか、あるいは町内の事

業者の皆さんからの参画をさらにいただいた格好で進めていきますとか、あるいは大手旅行会社とも連携をしながらここに誘致をしていくとか、いろんな方法が考えられるわけでございます。

今回そのぐらいの土台を町は手にといますか、町有にすることができたということになりますので、これをどう生かして早急にこの投資を回収して、さらに町内の経済に資していくことができるように、遅く取りかけにならないように、何とか方向を定めていきたいというふうに思っておりますので、いずれ議会におかれましては今後ともまたご指導、ご鞭撻をお願いしたいと、そういう考えでございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）

○委員長（三田地泰正君） 続きまして、議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第7号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、エネルギー、物価高騰の影響を受けた中小事業者の

負担軽減支援を講じたほか、岩手県人事委員会勧告に伴い、一般職員の給料が0.37%、勤勉手当が0.1か月分の引上げとなることから人件費の調整を行い、また国の補助事業に伴い、早期の対応を必要とする事業について追加の予算を計上しております。さらには、各町有施設におきましてもエネルギー高騰の影響により、電気料金等が20%から30%上昇していることから、今回追加のほうをさせていただきます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。13ページを御覧願いたいと思います。別冊のつづりとしてお配りしております令和4年度補正予算新規事業等概要につきましては、後ほど担当課長からの説明がございますので、ここでは主な補正予算項目をご説明させていただきます。

最初に、2款1項1目一般管理費、17節に庁内ネットワーク機器購入504万3,000円を追加しております。これは、庁舎内の無線LANコントローラー1台を更新するもので、当初来年度更新予定で考えておりましたが、現在の半導体不足の影響により、国内での在庫状況が不安定になってきていることから、庁舎のWi-Fi環境等に影響が生じないように早期に更新しようとするものでございます。

次に、15ページを御覧願いたいと思います。同項11目ふるさと納税推進費、7節にふるさと納税謝礼2,000万円を追加しております。これは、ふるさと納税の年間見込額の増加に伴い、返礼品調達に係る費用を追加するものであります。

同じく12目12節に基本設計委託料1,314万5,000円を追加しております。これは、小川地区複合施設の基本設計を前倒して実施するものでございます。こちらの事業の詳細につきましては、後ほど担当課から説明を行います。

続きまして、間は飛びますが、23ページを御覧願いたいと思います。5款2項2目林業振興費、14節にバイオマスボイラー設置工事2,997万5,000円を追加しております。これは、林野庁補助事業の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、バイオマスボイラーを株式会社岩泉きのご産業の本社工場に設置するものであります。

同じく18節に特用林産物栽培原料確保支援事業補助金1,247万3,000円を追加しております。これは、株式会社岩泉きのご産業が令和4年度中に購入する菌床の原材料となるおが粉の購入費の一部を補助するものでございます。

また、5款3項2目水産振興費、18節にサケ種苗放流緊急対策事業補助金247万2,000円

を追加しております。これは、小本浜漁業協同組合が購入するサケ種苗及び改良餌の購入費の一部を補助するものであります。

以上、3事業の詳細につきましても、後ほど担当課から説明がございます。

次に、次のページ、24ページを御覧願います。6款1項2目商工鉱業振興費、18節に中小事業者エネルギー高騰対策支援金2,647万円を追加しております。これは、エネルギー高騰の影響を緩和するため、町内で事業を営む中小事業者へ支援金を給付するものであります。こちらも後ほど担当課から説明がございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。9ページにお戻り願います。10款1項1目地方交付税で、普通交付税1億7,408万7,000円を増額計上しております。これは、令和4年度の普通交付税の交付額が確定したことに伴うものでございます。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金681万8,000円を増額計上しております。本町の当該交付限度額は2億7,125万4,000円となっており、今回の増額計上により全額予算化するものであります。

同じく4目農林水産業費国庫補助金で、林業・木材産業成長産業化促進事業1,504万2,000円を計上しております。これは、先ほど説明いたしましたバイオマスボイラー実証事業に対する国庫補助金でございます。

続きまして、10ページを御覧願いたいと思います。17款1項3目ふるさと納税で5,000万円を増額計上し、今年度のふるさと納税額2億円を見込むものであります。

次のページ、11ページを御覧願います。18款2項2目町債管理基金繰入金、同項3目公共施設等整備基金繰入金、同じく8目森林環境譲与税基金繰入金の合計で1億1,080万1,000円を減額計上し、財源の調整を行っております。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、6ページにお戻り願いたいと思います。第2表、地方債補正であります。辺地対策事業債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を10億3,910万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。12ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで1目議会費を終わります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に入ります。質疑ありませんか。

13番。

○委員（八重樫龍介君） ここでちょっと総括的な質問になりますが、ここでいいと思うのですが、今回残念ながら安家小学校が閉校となると、そして今後有芸小学校、釜津田小も閉校になる可能性がある。地区の衰退が予想されるわけですが、今後町といたしましては、町づくりの施策等のような方向性を考えられているのかをお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回残念ながら、安家小学校のほうで閉校ということで統合となります。安家地区に関して申しますと、昭和35年の合併後、人口がピークのときで2,600人安家におりました。それが現在450人ということになっています。台風災害でも大被害を受けまして、そういった影響もあるかとは思いますが、町全体でも2万8,000人弱いた人口が現在8,300人ということになっています。これは、日本全体の問題にもなっていますが、町内全体はさらに加速しているような状況でございます。

我々としましても、人口減少、少子化、こういったところというのは力を入れなければならない、未来づくりプランにおいても重点項目としてやっております。外部からの人材確保、交流人口を含め、そういったところから定住対策をやろうということで、1つには地域おこし協力隊、これも現在卒業生も含めて26人になっています。そういったのと、あと少子化対策については48項目の子供に関する政策を取り扱って、そういった

のも順次進めております。子供がなかなかそういったところでは増えない状況にはありますが、いろんな手を尽くしてやっていかなければならないと思って進めているところでございます。

学校に関しては、今後少子化が進んでいる状況ですので、それはやはり有芸であれ、釜津田であれ、そういった状況の中で進んでいくようなところはございますけれども、これからも地域においても子ども・子育てに力を入れながら、少しでもそういったところで少子化対策というのを進めながら、できれば本来学校等は地域にあれば、元気、活力が出ますので、そういったところも目指しながら、引き続き力を入れてまいりたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、一般管理費を終わります。

5目財産管理費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ここで財産管理に関連して、全体的な燃料費等々の物価高でエネルギー等上がっているわけですが、先ほど総務課長が当初に電気料とかアップ分を各予算化したという説明でしたけれども、大体全体ではどのぐらいの額がアップしている、それぞれ足せばいいのですけれども、どのように見て、2割、3割とは言っているのですけれども、当初はこのぐらいの予算だったけれども、このぐらい上がって、このぐらいになる見込みだとか、そこらについてお答えください。

○総務課長（三上義重君） 佐々木財政管財室長から。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木財政管財室長、答弁。

○財政管財室長（佐々木 光君） お答えいたします。

まず、一般会計の数字のほうで申し上げさせていただきます。当初予算で町有施設分の光熱水費、こちらのほうが7,867万3,000円を予算措置してございました。今回の補正予算で、光熱水費1,382万9,000円の増額を行っております。12月補正後の年間光熱水費の予定予算額が9,250万2,000円となります。町有施設各施設、増減の幅のほうは施設の規模によって違いますが、今回の補正額に伴って平均で出しますと、町有施設今回の補

正額分は17.6%の増額に対応するような形の補正予算の計上となっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

財産管理費を終わります。

7目支所費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これで支所費を終わります。

10目諸費に入ります。質疑ありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） ケーブルテレビの新規引込み等の工事に関連いたしますけれども、このケーブルテレビ、ケーブルを引っ張っていただいて安心して皆さんがテレビを見ることができ、非常にいいことですが、これについて今まで使っていたケーブル、またはそういった資材等々の撤収に向けて、大川の町政懇談会でも地域の方がおっしゃっていましたが、撤収費が非常にかかって、組合も減っている中で大変ですので、何とかそれにつままして支援をいただきたいという声がありまして、町当局では検討しますという答弁を聞きましたけれども、その検討はどのような検討をされたのかお伺いいたします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 石黒室長。

○委員長（三田地泰正君） 石黒行政情報室長、答弁。どうぞ。

○行政情報室長（石黒保幸君） それでは、一旦現状のほうを申し上げます。

今現在ケーブルテレビに移行した組合が30ちょっと、残りが25程度待っている状況にあります。今まで移行した計30組合の組合の皆様、様々な財政状況がありまして、例えば維持費以外にも蓄えのためにためていたお金とか、それから維持費のみの会費で運営している組合、様々ありまして、蓄えがない組合は確かに施設設備を撤去するのは急には難しいと。逆に、今まで頑張って蓄えてきた組合は、財源があるので、何とか撤去できるというようなところがありました。なので、組合によって事情は異なるなどは思っ

ております。あと、組合の人数によっても、五、六人の組合と、それから100人近い組合で大分財政状況変わってくるかなと思っております。

あと、早期に移行した組合は工夫しておりまして、ケーブル撤去のみで、柱は残してもいいかなという組合もありまして、そういったところで既にもう進んでいるところがありますので、今後どのように支援できるのかなというのは、ちょっと検討というのでしょうか、頭を悩ませているところではあります。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、答弁。どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 町政懇談会でも、委員おっしゃったように地区の方々からご意見がございました。

それで、検討状況でございますが、今石黒のほうで申し上げましたとおり、組合様々ありまして、その組合の積立ての中で撤去費も捻出して、もう既にやっておられる組合もございます。今後そういった組合の方々に積立てができていなかったり、そういったものの苦慮するという声もありますので、ただ皆さんがそういう努力をしている組合もあるというのは、これは覚えていただいた上で、私も現地のほう、大川のほうを見してきました。

例えばやり方として、柱がすごくたくさん立っているわけなのですけれども、邪魔にならずに立派に立っている柱、景観上邪魔になるという話はあるかもしれませんが、それは我慢していただいた上で、ケーブルだけはやはりツタが巻き付いたり、何かいろいろあるので、そういったのだけは最低限取るとか、いろいろ今も現地の方々とも協議は重ねておりますので、今後そういったところはちょっとお話をしながらやって進めてまいりたいなと思っておりました。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、諸費を終わります。

11目ふるさと納税推進費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、質疑なしと認めます。

ふるさと納税推進費を終わります。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時03分）

---

再開（午後 1時30分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き、条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、2番、佐藤安美さんから所用のため早退する旨届出が提出されておりますので、報告します。

これより審査に入ります。12目小川地区複合施設整備事業費、ここに入る前に、ここで新規事業の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、総務課から、別冊の令和4年度補正予算新規事業等概要資料に基づきまして事業のほうを説明させていただきます。

表紙を開いていただきまして、2ページを御覧願いたいと思います。2款1項12目になってございます。事業名は、小川地区複合施設整備事業です。

事業実施主体は、岩泉町です。

事業の目的ですが、老朽化した小川支所等町有施設につきまして、機能を集約し、併せて防災面等の機能を備えた複合施設として整備するものであります。

事業の内容ですが、1、施設の概要としまして、小川支所、小川診療所、総合交流センター、これは避難所機能を備えております総合交流センター、そして放課後児童クラブ、そういった機能を持たせた施設のほうを考えてございました。

2、スケジュール、これは予定でございますが、今年度基本設計のほうを前倒しでお願いいたしまして、令和5年度には実施設計、令和6年度から7年度に施設整備のほうの工事に着手したいと思っております。

3としまして、今年度事業の内容ですが、基本設計委託1,314万5,000円をお願いするものでございます。

特記事項でございます。未来づくりプランの部門別振興計画の中、これはコンパクト

な街づくりと交流を支える基盤整備になってございます。

事業費は、一般財源になりますが、単独事業でございます。1,314万5,000円となっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

12目小川地区複合施設整備事業費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 目に見えて実施に向けて動いてきたなという感じがしますけれども、1つ聞きたいのは、今年あそこの旧診療所をきれいにして、思ったよりも面積があるなというふうに感じております。あそこの一帯の面積、非常に広いと思うのですが、これからの整備に関して、空いているところに新しい施設を造って、それから壊すとか、そういった考え方なのか、あるいはもう真っさらにして、これから配置を決めていくのか、その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 施設のほうの配置につきましてですけれども、やはり私どものほうでも確かに何とか解体をして、イベントのほうも終えまして、あの広さにはちょっとびっくりしまして、さすが5,000平米あるなと思ってございます。配置に関しても、確かにこれから基本設計をお願いしながら、本来であれば一番奥側につけてできればいいのですが、ただ現在の使っている施設もございますので、その辺も考慮しながら業務運営はできる形で、できれば空き地のほうというのを、それも一つの検討の中に入れてくるかと思っておりますので、その辺も含めながら今後基本設計しながら、その中で進めていきたいと考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 3番。

○委員（畠山昌典君） 普通に考えると、今あるところを残しながら整備するというのが一番、それで引っ越しというのが効率的かなとは思っておりますけれども、1つ今のような感じで検討していただきたいのと、あそこでイベントを実施しているわけなのでございますけれども、そういったイベントで使いやすい配置の仕方というのも考慮に入れていただきたいのですけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 先般のイベント開催、3年ぶりに開催されましたけれども、あの雰囲気を見まして、せっかくああいった敷地ございますので、やはりこれは活用できるなというのは思っていましたので、できれば広い面積のほうを有効に活用しながら、イベントのほうもうまく利用できればいいなどは考えてございました。

○委員長（三田地泰正君） 1番、千葉委員、どうぞ。

○委員（千葉泰彦君） 施設の概要を拝見しますと、公益性の高いものになっているのかなと思うのですが、民間の事業者を入れるですとか、例えば郵便局を併設するとか、よりコンパクトシティに向けてというようなことを考える余地があるのかどうか教えてください。

○委員長（三田地泰正君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 施設の機能としましては、以前全員協議会の中でもご説明いたしました。庁舎内での検討チームのほうで、まずは今日先ほどお示ししました施設の概要で出しました4機能、そちらのほうということで考えてございましたので、ただこれから地区に入っていく中で、もしご意見の中でそういった要望もあったり、あとは例えば郵便局とか関係機関のほうからもそういった話があるようであれば検討はしますが、今のところはまだ今日お示ししている機能の分で進めたいと思っております。これから声をお聞きしながら、実現性可能であれば、そこは連携していければと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 1番。

○委員（千葉泰彦君） 例えば安家地区でも、そういった検討がなされた上で、最終的に郵便局が入らなかったりということはあると思うのですが、もう既にほかの場所でも実施して、地域の方たちがどう感じているのかというのをモニタリングできる場所もあろうかと思っておりますので、ご検討いただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いよいよ基本設計なわけですが、基本設計と一言言っても、これは今お話しするような存在する施設から、他地区での4地区でもう既に建っていると

ころの意見を取り入れたり、住民のとなってくれば、基本設計の部分に要する時間というのが相当必要になってくると想定されます。そのときに、もう3月までという限定で火がついた形でやるのか、繰越明許も視野に入れながら何とか、実施設計は仮実施設計ですから、半年あれば間に合うというふうな腹積もりもあるのか、そこら辺のところはいかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 現段階で考える基本設計のスケジュールでございますけれども、できればやはり年内には入札のほうを終えまして、それで年明けにはもう設計のほうに着手していただきたいと。ただ、通常でもやはり3か月とか4か月とかは最低でもかかってくる分は、基本設計でございますので、そこが同時進行で業者さんにも発注しながら、途中段階でもある程度の資料を提供いただきながら、そこでも地域の説明のほうには2月中旬なり、3月にはもう地域に入っていくながら、そこでのご意見をお聞きしたいと。

委員からお話がありましたとおり、実のところやはりなかなか厳しいスケジュールにはなってくるかと思っておりますので、年度末のところは厳しい部分がございますので、その際は3月のときに事業のほうの予算の繰越し等もお願いすることもあろうかと思っておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そのところをぜひ、3月までには終わるという気持ちもあるのでしょうか、住民の方々は1回いったのがよくて、それが実現されるものだと思って進んでいて、実は実施設計にいったときには覆っていたというふうになってくると信頼関係にも関わるので、そのところは今課長が言ったようなことで含みながら、それから住民に説明するときも、基本設計は非常に大事な分だけれども、やっぱり進める段階である程度のクリアランスというか、そういうことも含みながらの実施設計に入るつもりだということで、そうだからと期待を持たせるのも駄目でしょうが、そこら辺のところはうまく執り進めていただく必要があると思っておりますが、そこをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 委員がおっしゃられるとおり、せっかく前倒して基本設計の

ほうをお願いすることでございますので、ぜひ基本設計をしながら、住民の皆さんにパースなりイメージ図なり見える形でお示ししながら、それでご意見をもらっていきたいということで、慎重に何とか進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

12目複合施設整備事業費を終わります。

次に、2項徴税費に入りますが、その前にここで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。ホールディングス、ありませんか。

1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） まず、数字をいただいているわけなのですが、計画に対してどのような状況かという概況の説明をいただくことは可能なのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 概況ということで、ちょっとご説明させていただきたいと思います。

上半期の実績を今回ご報告いたしますので、上半期につきましては、ホールディングスは昨年比で売上げのほうは6,300万円ほど向上しております。昨年上半期で10億円だったものが10億6,300万円ということで、6,300万円の売上げアップで、ただし光熱費等の支出のほうがありまして、最終的なところの純利益としましては減益ということで、昨年比800万円のマイナスという形の上半期の実績となっております。

あと、総合観光につきましては、昨年上半期で1億円の売上げだったものが1億3,000万円ちょっとということで、3,000万円強売上げがアップしております。これは、観光需要のほうに戻ってきた成果かと思っております。その中で、純利益につきましても、光熱費等はあるのですが、それを相殺いたしまして、最終的に2,100万円の利益が上半期で出てきております。

きのこ産業でございますが、こちらのほうは売上げが昨年上半期3億1,700万円が今期2億9,900万円ということで、マイナス1,700万円の売上げが減となっております。さら

に、光熱費がかなりきこの産業はかかります。この光熱費の高騰を吸収できなくて、最終的な純利益で去年はマイナス1,200万円だったものが今期につきましてはマイナス4,800万円ということで、損失が膨らんでおりまして、上半期マイナス3,500万円の損失となっております。

こういった上半期の概況となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

次に、2項徴税費、1目税務総務費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、4項選挙費、1目選挙管理委員会費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 選挙管理委員会費を終わります。

次に、5項統計調査費、1目統計調査総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、6項監査委員費、1目監査委員費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 監査委員費を終わります。

ここで席替えをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 社会福祉総務費を終わります。

次に、2目社会福祉施設費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、3目老人福祉費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4目国民年金費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めまして、児童福祉総務費を終わります。

3目、児童福祉施設費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、3目児童福祉施設費を終わります。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に入ります。質疑はありませんか。

8番、どうぞ。

○委員（坂本 昇君） ここでお伺いします。

12月6日の新聞に、一関市のニュースでコロナ対策の年末年始の報道がありました。年末年始も住民に迷惑をかけないように、きちんとした対応をするというのが載ったものですから、岩泉町はどうなのかなと、どういうふうな年末年始の対応をされるのかということでお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長、答弁。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） 年末年始のコロナの対応でございますけれども、まず新型コロナウイルス感染症にかかったかなと疑われた場合の現在の対応ですけれども、こちらはかかったかなと思った方で重症化リスクが高い65歳以上、または基礎疾患がある方、こういった方につきましては、かかりつけ医を受診していただくか県の受診相談センターのほうに問合せをして、受診先を紹介してもらって受診するという流れに

なっております。その他の若い方につきましては、重症化リスクが低くても症状がある場合には病院のほうを受診するという流れになってございます。

年末年始の町内の状況ですけれども、現在のところでは済生会さんのほうで12月29日から1月3日までは休業予定ということで伺っておりました。ですので、先ほど申し上げたとおり通常の流れでいきますと、65歳以上の方につきましては、済生会さんを受診していた方は県の相談センターさんのほうに相談をして他の病院、それ以外の方も相談センターに電話をして他の病院ということにはなるのですけれども、ただ実際ご自身で判断をして、本当に喉がいがいがするぐらいの症状とか、そういった方につきましては、町のほうで検査キットを準備しまして、通常の開庁時間9時から17時に近いような形で、当直のほうにマニュアルを置きまして、そういった方に配付する検査キットのほうを準備して対応したいというふうに考えているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そうすると、自分の体調の変化があった場合は、予約とかそういうことはなくて、当直に来て、必要なキットを当直の当番の方から頂いて、自分で陽性か陰性かというのは判断ができるという見込みでいいですか、受け止めておいて。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） 配付の具体的な方法でございますけれども、感染している可能性もありますので、そういった方に職員を触れさせるのは極力避けたいと考えております。ですので、役場の駐車場でも結構ですし、自宅からでも結構ですので、一度日直のほうに電話をいただきまして、その後日直では検査キットを外のほうに置いておくと。お持ちになったら、またご連絡をいただくといったことで、感染者には触れない、接触しない対応を構築したいと考えております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そういった今のような対応の仕方というのは、何らかの通知というか、ぴーちゃんねっとだけなのか、どういった方法を取るのかお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） もう期限もございませんので、ぴーちゃんねっとと町のホームページ、こちらでの周知を考えているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、保健衛生総務費を終わります。

5目保健師設置費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、6目環境衛生費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、環境衛生費を終わります。

7目健康増進費に入ります。質疑はありますか。

8番。

○委員（坂本 昇君） ここでお伺いします。

人間ドックの補助金、今までですと減額で予算計上が普通でしたが、今回増額で18万円と、この傾向についてのご説明をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 山崎総括室長。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） 人間ドックの受診費補助金でございますけれども、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響かどうかは分からなかったのですけれども、人間ドックの受診者が減っておりまして、補助金実績が減っておりました。ですので、令和4年度当初予算編成に当たりましては、実績に合わせて減額で予算計上させていただいたところでございます。

今年度になりましたところ、給付件数のほうが既にお認めいただいた予算のほう全て使っておりまして、今でも予約で6件農協さんに来ているという情報を伺っておりますので、それらを踏まえまして今後18件程度の申込みがあるのではないかとということで、増額のお願いに至ったところでございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで7目を終わります。

席替えをお願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費に入ります。予算書の21ページです。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 農業総務費を終わります。

3目農業振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 農業振興費を終わります。

4目畜産業費に入ります。質疑はありませんか。

7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 18節に家畜飼養資材価格高騰対策支援金、減額が290万円となっています。これ申請というか手続、申請をしていなかった農家についてですが、どういうふうな理由で申請しなかったのか、この点についてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長、答弁。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

対象予定者は97件予定しておりましたが、交付実績といたしましては94件の申請がありまして、交付となっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎竟次郎君） 申請しなかった農家は、どういうふうなことで申請しなかったのか、その点について。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） 申請されなかった3戸の農家につきましては、2戸につきましては個人経営の農家になりまして、対象となる頭数が少なかったということで、支援は不要ということで申請がございました。もう一件は、法人になりまして、放牧主体の経営ということで、支援は不要ということで申請がございました。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎寛次郎君） 聞くところによりますと、夏ですが、酪農家が1件廃業したのです。そこでは、やっている方が入院というような形になって、一時的ではなくて、やめるというような形になったのですが、その方については当然申請はしていなかったと思うのですが、分かりますか、そのところ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

今現在廃業している農家につきましては、今回の補助事業は7月1日時点で農家にいる頭数で支給しておりまして、その農家にも7月1日時点では頭数がありましたので、その分は支給しております。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎寛次郎君） その農家には支給していると。それで、その農家が、酪農家なのですが、廃業という形になったのですが、この年度では廃業という形が考えられるのはこの1件ですか、その点はどうでしょう。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

廃業につきましては、今年度に入りまして2件把握しております。

○委員長（三田地泰正君） 委員、手を挙げる前に議席番号を言ってから手を挙げてください。

7番。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、もう一件の場合、私は聞いていないのですが、どういうふうな事情での廃業なのでしょう、お願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

もう一件につきまして廃業の理由は、高齢化によるものと認識しております。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のにも関連するのですが、予算を満額取っていただきながら減額しているのが半分と。だけれども、97件中94件ということで、3件しか減っていないけれども、予算的には半分減っているというようになると、十分な支援が行き届いたかどうかというところにちょっと心配があるわけですが、その点についてはいかがですか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長から。

○委員長（三田地泰正君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和3年度の12月の飼養頭数を使いまして積算しております。また、若干余裕を持って予算のほうはお願いしたというところもあります。また、対象とする牛等家畜の月齢を12か月齢以上ということで設定した部分でも、ちょっと残のほうが多くなったというところもございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） いずれ予算の執行は半額程度でしたけれども、農家に対しては支援については十分に行われていたというふうを受け止めさせていただきたいと思います。

もう一つは、農家の声で、牛のふんについて、どうしても9月の決算議会でも出ましたが、もうだんだんに高齢化したり、働けないというふうなことだけれども、その処理について何とか手だてをしていただきたいという声もあるのですが、その分についての検討した経過があるかどうか、それについてお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畜産農家の方々のふん尿処理については、個別で処理をされている方と、あるいは農業振興公社のセンター利用方式という2つの方式で今やられているところです。一部の農家さんにおきましては、規模の拡大等、あるいは高齢の状況により、そういった話は頂戴しているところがございますので、これを受けまして農業振興公社のほうともいろいろと相談はさせていただいている状況ではございますが、これからの進展状況についてはまだ見えない中がございますので、引き続き方法、全体の見直しも絡んでくるところもがございますので、これについてはちょっと慎重に検

討をさせてもらっている状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） いずれ物価高騰とかというふうな実態もあります。先ほどの意見でも、どうも畜産をやめざるを得ないという人が1件でも2件でも出ているということになると、そこに拍車がかかってしまわなければいいなというふうな気もしておりますので、今課長がお話したようなことで公社との相談もあるでしょうし、個別の農家ともタイアップしていただきながら、何とか支援で済むのであれば支援、それから抜本的な対策があるのであれば、何とか継続できるような形での取組をお願いしたいと思っております。これは、ひとつ検討していただきたいと思います。要望で終わります。

○委員長（三田地泰正君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 8番委員と関連しますけれども、確かに堆肥が余って困っているという農家があります。個人ですけれども。それで、前であれば小さい農家でも注文してもらったのですが、やめてもう注文はないというような形なそうです。

ところで、今牧草にかける肥料が倍以上に値上がりしているのです。そういうことも考慮して、私は素人で分からないですけれども、余っているふんを牧草にかけるとか、そういう考えはないのか、お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 家畜のふん尿でございますけれども、化成肥料の高騰が畜産農家の大きな負担になっております。ですが、一方では家畜ふん尿は化成肥料に代わる肥料でございますので、これまでも畜産農家におかれましては、自らの牧草地、デントコーンに堆肥を散布して利用しているところでございます。

今回のさらなる価格高騰を受けまして、岩手県のほうでも化成肥料の節減に向けた家畜ふん尿の使い方等相談窓口を持って受付してございますので、牧草地に堆肥あるいはふん尿を散布しては駄目ということは一切ございませんので、どんどん、どんどん利用していただきたいなと思ってございます。

○委員長（三田地泰正君） 11番。

○委員（合砂丈司君） 散布するには、機械でなければコストもかかると思うのですけれ

ども、ぜひ肥料が高騰している中でそういうのも使うとか、そういう考えも持っていくべきではないかなと思ったので、質問しました。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 関連でお聞きします。

これは、結構牛いっぱいやっている方はどんどんたまっていって、やっぱりこれは大変になっていくと思います。ですので、まずは今言った、課長も考えているようでありますので、前お話ししたときに。公社でやっぱり真剣になって相談してもらって、やれるかやれないか含めて、今質問も出ましたけれども、抜本的な対策含めてやっていかないと、これは大変になるかなと私も思います。やっぱり課長、本腰を入れてこれ進めてもらえればなと思いますが、いかがですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 家畜ふん尿のセンター方式の利用を見直しながら、皆さんが利用しやすいというような環境にするために、これまで検討はしてきたところでございますけれども、現状の施設ですと、もう処理能力がいっぱい、百数十%以上の中で今やってございますので、新たな利用を受け入れるとなると、やはり既存の農家の受入れの制限もせざるを得ないという状況も絡んできます。

抜本的な対策となれば、やはり新たな施設の増設等の検討が必要になってきますので、総合的に少し判断をしながら、早めの結論を出していかなければならないのかなというふうにも考えてはおりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 抜本的な対策も考えていると、それは考えてもらうとして、時間がかかります。お金もかかります。今々大変なのです。町の採草牧場とか、いろんなほかもあるかと思いますが、もし散布できるようなところがないのかどうかなども含めて、農家あるいは公社等、対応、対策をやっぱり相談して、何とか処理できる方法はないかなと思うのです。まず、当面の課題です。これ何とかならないですか。ならないか、よろしく願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農家さんの皆さんも困っている状況ではございますけれども、当面できる対応を模索しながらやるしかないのかなと思います。できる対応といたしましては、やはり現状の完熟堆肥でない状況ではございますけれども、そういったものでも牧草地への散布とか畑の散布をしながら、障害が出ないような形での利用方法等の検討ができるかなと思ってございます。

相談があった農家の方々には、公社のほうとも相談しながら、そういった対応について公社のほうにはちょっと協力のほうのお願いはしてみたいなと考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。いいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4目畜産業費を終わります。

次に、5目基幹集落センター等運営費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、次に7目農業農村整備事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、8目中山間地域等直接支払推進事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 5款農林水産業費、1項農業費、8目中山間地域等直接支払推進事業費の審査が終了しましたので、ここで2項林業費に入る前に、一般社団法人農業振興公社の経営状況についての質疑を行います。農業振興公社、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、2項林業費、1目林業総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

次に、2目林業振興費に入りますが、ここで2件の新規事業の説明を求めます。

佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、2件の新規事業概要についてご説明いたします。

概要等説明資料の3ページから、まずご説明させていただきます。事業名は、バイオマスボイラー活用実証事業でございます。

事業実施主体は、岩泉町。

事業の目的です。町が株式会社岩泉きこの産業の廃菌床を燃料として活用するバイオマスボイラーを導入し、廃菌床の資源化及び灯油ボイラーの燃料使用量の節減の実証を行うものでございます。

工事の概要です。林野庁補助事業の林業・木材産業成長産業化促進対策交付金を活用し、廃ほだの燃焼による熱エネルギーを利用した次の機能を併せ持つバイオマスボイラーを設置するものでございます。1点目といたしましては、廃菌床の乾燥機能による資源化、(2)、廃菌床の燃焼機能による灯油燃料使用量の節減の2点でございます。

2、事業費でございます。3,008万4,000円となります。内訳は、バイオマスボイラーの設置工事が2,997万5,000円、附帯事務費として10万9,000円となります。

こちらの3番の事業目標でございますが、国の林野庁の事業を活用いたします。そのほうの事業目標につきましては、燃料の使用量、灯油の使用量でございますが、現状7万1,209リッター、この燃料の使用量については落合工場の培養棟で使用している年間の灯油使用量でございます。こちらのほうを対象とするということでございます。こちらのほうの灯油の削減の目標値でございますが、結果として4万3,619リッターということで、縮減量は2万7,590リッター、38.75%の縮減ということで事業目標を立ててございます。

特記事項でございますが、国庫補助金名は先ほど申し上げた事業で、この事業につきましては国の補助金が2分の1となります。

2番、財源は、補助残の財源の2分の1を森林環境譲与税を活用するものでございます。

財源内訳につきましては、下表のとおり対象事業費のうちの半分、国庫補助で1,504万2,000円、その他特財で1,504万2,000円という形でございます。

続きまして、2点目の新規事業になります。4ページをお開き願います。事業名が特

用林産物栽培原料確保支援事業でございます。

事業実施主体は、株式会社岩泉きこの産業となります。

事業の目的でございます。エネルギー高騰、物価高騰により製造原価の上昇に対し、市場価格が低迷し収益性が著しく悪化している岩泉きこの産業に対し、緊急的に経営を支援する必要があることから、菌床の原材料となるナラのおが粉の購入費の一部を補助するものでございます。

事業の内容の1番、事業内容でございますが、岩泉きこの産業が令和4年度中に購入する菌床の原材料となるナラ材のおが粉の購入費に対し補助するものでございまして、おが粉の購入を見合わせる事態となった場合には、おが粉を生産する町内の木材加工事業者やおが粉の原料となる原木を生産する素材生産事業者まで影響が及ぶということから、間接的に各林業事業者の生産体制の維持を支援するもので、これにつきましても森林環境譲与税を活用させていただきたいと思っておりますので、町内の素材生産から加工までのどの影響も含めて実施したいというものでございます。

補助率については3分の2、ただしほかの補助事業を活用している場合は当該分を控除するというところで、3番の事業費のところにも記載してございますが、事業費1,247万3,000円、内訳はおが粉の年間購入見込額として、現在2,969万2,000円を年間の所要額と見積もっております。その3分の2を掛けまして、732万1,000円を控除いたします。この732万1,000円は、国庫の補助見込分という想定でございます。

特記事項でございます。この事業につきましても、町未来づくりプランの部門別振興計画の森林資源の価値向上による持続ある林業の振興に関与するものでございます。財源は、森林環境譲与税を活用いたします。

財源内訳については、御覧のとおりとなっております。

以上で新規事業概要の2点についてご説明申し上げました。以上、ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

2目林業振興費に入ります。質疑はありませんか。

3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 今説明のありました2件の新規事業について、これは岩泉きこの

産業が非常に厳しい状況にある中で、必要な支援というふうには受け止めておりますけれども、町内には一方では民間で頑張っている会社もあります。そちらのほうの状況の把握をしているのか、あるいは同じように大変な状況に陥っていると考えられますけれども、こういった支援というものの考え方はどういうふうな考え方を持っていますでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 町内に菌床シイタケの栽培事業者は、岩泉きのこ産業ほかにもう一者ございます。もう一者につきましては、登録は盛岡市の登録になってございまして、事業所については町内にはございますので、先般物価高騰の支援については事業所を有するという事で対象にいたしましたところ。その後、聞き取り調査を行ったところ、やはり電気料金が前年比の2倍ということで、経営状況については相当厳しい状況にあるよということで、状況については把握をさせていただいております。

先般の一般質問の答弁におきましても、経営状況の支援についてはやっていきたいということで町長のほうからも答弁があったところでございますので、支援策については今後財源等を確保しながら、検討をより具体的にしていきたいなというふうにご考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） 2件事業の説明をいただきましたけれども、これが損益に反映されるのは来年度以降という理解でよろしいのでしょうか。また、損益上、先ほど政策推進課の課長さんから、上期の状況として岩泉きのこ産業4,800万円のマイナスということでしたけれども、そこがどのように改善される見込みなのか、併せて分かる範囲でお答えください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今回の2つの事業を実施することにより、きのこ産業への今期の経営の反映についてはというご質問につきましては、まず今期の経営状況に反映されるものは、18節にございます特用林産物栽培原料確保支援事業補助金、こちらのほうは年度内の交付を見据えてございますので、こちらのほうの交付により赤字については軽減できると考えてございます。

もう一点のバイオマスボイラーの設置工事については、年度内の設置はちょっと厳しい状況にございまして、こちらにつきましても予算の繰越しをお願いしたいなと思ってございます。大体7月頃の設置完了になるかなと思ってございます。

なお、このバイオマスボイラーについては、灯油の削減ということになりますので、来年の秋以降の灯油使用量の削減に効果が出るものというふうに考えてございますので、次期の経営のほうに成果が出るものと思ってございます。

総合的に今期のきのこ産業の経営状況がどのようにこれによって変わるかということにつきましては、現在きのこ産業でも精査しているところでございますが、単純に前年度の市場取引の単価を計上すると、上期を終えた時点だと年間5,200万円ほどの赤字というふうなこととなっておりますが、10月、11月の成績を見ますと、単月では黒字の計上もされておりますので、現時点で大ざっぱに見ますと4,000万円の赤字程度になるのかなと思ってございますが、ただ市場の単価が現在で3%、前年比上昇してございます。この市場の単価の状況によりましては、大きく数字が変わっている可能性もあるのかなというふうにも思っているところでございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 1番。

○委員（千葉泰彦君） ホールディングスさん自体は、この状況に対して岩泉きのこ産業さんに何らかの支援ですとかサポートを行っているのでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉きのこ産業に対するホールディングスのほうの支援の状況のご質問についてでございますけれども、子会社でございますので、役員として関わりは当然持つてはございますが、現在の状況につきまして今後どうしていくかと、具体的な対応については今後考えていきたいというような状況では、ちょっと伺っております。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 1番。

○委員（千葉泰彦君） きのこ産業さんでは、光熱水費の削減をいろいろ工夫してなさっているということで、結果として仕入れの単価が上がっているの、損益を圧迫してい

るのだと思うのですが、改善活動の進捗が分かればご報告ください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉きこの産業の中期改善計画は、昨年皆様のほうにお示しし、今年度、令和4年度からの4か年事業として取り組んでいるところでございます。

その中で、大きく分けまして5点ほどの項目で今取り組んでいるところでございます。電気、灯油の削減を目標として、ほだの浸水作業、これまで2回だったものを1回にとり組む取組ですが、これは1回浸水のほうに切り替えて実施しております。これにより、電気料がどの程度削減になるかという数字については、まだ具体的には今お示しされている状況はないのですが、聞き取り調査の中で電気の使用量、キロワットアワーについては減っているということでお話は伺っております。数字のほうも的確に捉えながら、事業の改善項目の実施につなげていきたいなというふうに思っております。これからは灯油の削減にもなりますので、電気のほうの使用料については把握に努めていきたいなというふうに思っているところでございます。

あと、自動袋折り機のほうについては既に導入済みでございます。

廃ほだのほうの活用システムにつきましては、バイオマスボイラーの設置工事、今回補正でお願いした内容で実施していきたいと思っております。

一番設備の更新として課題となっておりますヒートポンプの導入につきましては、令和5年度から3か年として、今事業の国への要望をしながら財源を確保して取り組んでまいりたいという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三田地泰正君） 1番。

○委員（千葉泰彦君） 努力している分があるのであれば、こういう努力をしているのだけれども、さらにこういった支援が必要だというような、そういう新規事業の説明であれば、議員としても町民に説明しやすいのかなというふうに思います。

大変なのはみんな大変なので、死にそうなのもみんな死にそうです。でも、やっぱり助ける意味があるのだと思うので、ただ全ての人が大変な状況の中で、理解を議員として感じる町の風みたいなものをどうやって得ていくのかというふうに思うと、努力はし

ていただいている、ただそれでも追いつかないのだというようなことが何かご説明いただけるかというのかなと。

あわせて、第三セクターの経営概況についても、同様の説明が本来は必要なのかなというふうに思います。何億円という償還をこれから町がまだしていかなければいけないという状況ですので、ご配慮いただいて、資料の作成をいただければというお願いをして終わります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） まず、バイオマスボイラーの活用実証の案件ですけれども、灯油の削減というふうなことでして、来年度の冬期からというご説明でありました。そうしますと、削減率3分の1ですので、私全部かなと思って、うまくいけばいいかなとは思っていましたが、3分の1が38%。そうしますと、電気料は今年4,000万円が7,000万円、8,000万円になると、そして灯油代は、ではどのぐらいかかっている、これ全部ではないようですので、どのぐらいまず削減になるのか。2つですから、冬場と夏場の発生させるためのエネルギー、一つの灯油がどうなりますかお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問の灯油の削減につきましては、きのこ産業としては落合工場、一ツ苗代工場、安家工場、あとは門の培養工場と、4つの工場がございます。そちらのほうで年間で使用している灯油については、大体4,000万円程度というところでなっております。

今回のバイオマスボイラー設置工事は、落合工場の培養棟部門を対象としてございます。こちらについては、大体年間灯油の使用量が7万リットル前後で推移してございます。金額にして500万円から、高騰したときでは700万円程度ということになってございますので、今回の国の事業での削減目標は三十数%の削減率ではございますが、これ以上の灯油の節減を狙って実証化を図っていきなというふうに思っておりますし、さらに一ツ苗代、安家工場、門の培養工場、栽培棟、培養棟2部門でございますので、効率化が図られる分については、そちらのほうにも導入をちょっと検討していきながら、さらなる全体の灯油使用量の削減を目指していきなというふうにも考えてござい

す。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） そうしますと、7棟か8棟ですよ、培養棟は、落合は。そうしますと、そのほかに製造棟が10棟ぐらいあると。そしてあとは、一ツ苗代と安家にもありますので、今回この一部だけやっても、うまくいったとしてまだまだ時間もかかりますよね、灯油分、冬場の分が。もしうまくいったら、これを大きくやって、ほかの施設にもということだろうと思いますが、もう少し、これで全部かなと私思っていました、これも引き続きやっていただければなと思います。

もう一つの大きな課題が、電気の4月から12月までの高騰分の3,000万円、4,000万円の分をまずは何とかしないとというのがあるかと思いますが、そしてその後の来年度以降の国の支援がありますけれども、県はどうか、ありますけれども、それに対してやっぱりどのように持っていくかだろうと思いますので、いつまでもずっと町がというわけにもいかないと思いますので、そのところもヒートポンプ等で補助、今いろいろ確保にトップセールスしながら町長も歩いているようでありますので、ぜひこれをやって、夏場の分の経費を節減できればいいかなと思います。

それで、次のもう一つ、おが粉の補助、支援ですけれども、まず1つは国庫補助を見込みと、これは今後どうなるのか含めて、まず一つお答えください。

それから、先ほど3番委員からも出ていましたけれども、もう一つの菌床の事業者がいるわけありますので、こっちのほうも、ストレートではないのかもしれませんが、やっぱり経営は大変なわけありますので、おが粉の補助もこれに出すのであれば、広く考えられないのかなと、支援についても考えられる、緩和策するためにもこれも考えられないのかなと思いますが、この2点についてお答えください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 特用林産物の事業、国のも事業化され、実施しております事業でございますが、こちらの新年度の状況については、現在情報を収集している段階でございます。事業継続していただきたいということで要望はしてございます。事業継続になるように努めてまいりたいなと思ってございます。

もう一点のもう一つの菌床事業体への支援については、先ほども申し上げたとおり、

一般質問での答弁にあったとおりに検討していくということにしてございますので、財源確保と併せて早急に状況を把握しながら、制度設計のほうも進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（三田地泰正君） 1番、千葉委員。

○委員（千葉泰彦君） すみません。確認です。おが粉の購入先、仕入先というのですか、納入元は、100%町内事業者ということによろしいのですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） おが粉の購入については、町内のチップ製造事業者から購入ということになってございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、林業振興費を終わります。

次に、5目林道維持費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

3項水産業費、2目水産振興費に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） それでは、引き続き5ページのほうをお開き願いたいと思います。サケ種苗放流緊急対策事業の新規事業についてご説明を申し上げます。

まず、この事業の目的をご説明する前に、現在のサケの状況等、県の状況等をちょっとお話ししながら事業のほうを説明させていただきたいなと思います。三陸沿岸のサケについては、例年サケが不漁になってございます。今年度も同様の状況になってございます。数年サケの不漁が続いておりますことから、県では今年度県の水産業に関するマスタープランのほうを策定してございます。こちらの内容は、近年サケの不漁の原因を究明した結果、それをどのように今後対応していくかというものを盛り込んだマスタープランとなっております。

サケ不漁の原因の要因として、この中で仮説ではございますが、挙げられているもの

につきましては、北からの親潮の勢力がここ数年弱くなって、稚魚のオホーツク海への回遊を阻害してきていると。このことは、水温が海水温の上昇でサバの進入が入ってきますので、それにより捕食が強くなり、また親潮から流れてくる動物プランクトン、稚魚の餌になるわけですが、こちらのほうが減少してきているということがございます。ここ数年海水がそういうような状況でございますので、これを解決していくために、県としては今回ご説明する事業を県として新規に取り上げているところでございます。

まず、サケの種苗放流緊急対策事業についてでございますけれども、事業実施主体は小本浜漁業協同組合となります。

目的につきましては、サケの栽培漁業の持続化を図るために、サケの回帰率を回復させる必要があることから、種卵の確保及び遊泳力の高い稚魚を生産する取組に対して補助するものでございます。

事業の内容は、小本浜漁業協同組合が購入するサケ種卵及びサケ稚魚の大型化に資する改良餌の小本浜漁業協同組合負担額に対して補助するものでございます。

漁業協同組合の負担に対して、補助率を4分の3と設定させていただきます。

事業費については247万2,000円、内訳は御覧の表にあるとおりでございます。サケ種卵購入費が事業費で160万7,000円、県と県のさけ・ます増殖協会がそれぞれ3分の1、合計3分の2補助しますので、残りの3分の1漁協の負担となります53万6,000円、これの4分の3を町で補助するという事で40万2,000円を積算してございます。

次の改良餌の購入費については、遊泳力の高い稚魚を生産するために、フィードオイルやハーブ成分などが含まれて、大型化する機能が認められるというものを混ぜたもの、そういった餌を購入し、与えるというものについて町補助をするものでございますが、これについては県が3分の1の補助、漁協負担が3分の2となりますので、276万円の4分の3、金額にして町補助金は207万円となります。

合計で事業費は574万7,000円で、町の補助額は247万2,000円となります。

なお、稚魚の放流でございますが、県のマスタープランにおきましては遊泳力の高い大型化の稚魚を育成して、3月下旬までに2グラム相当まで生育させて放流するというふうなことで現在進めております。

特記事項については、記載のとおりでございます。

事業費につきましては、全額一般財源となります。

以上となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

2目水産振興費に入ります。質疑ありませんか。

10番。

○委員（三田地和彦君） これにおいては、私に関係あるものですから、今説明の内容のとおりでございますが、何せ本当に厳しい現状でございます。というのも、我々の運営財源が定置事業でやっているわけでございますが、去年は定置事業で1億3,000万円ほど、あとは保険の関係、不漁の積立ぶらすとか漁獲共済で3億円ほどの合計で、それで1年のあれを賄ったわけでございますが、今年はより以上厳しい現状でございます。定置事業が12月半ばで、まだ半ばまでいっていませんが、7,000万円ほどの水揚げになっております。1億円は、これは厳しいかなと予想しております。

ということで、何といてもサケが主の定置事業でございまして、何とかこれをサケの種卵購入、これは北海道、秋田、山形から卵を買って、今稚魚、健苗を育てようということをやっております。その育てる意味でも、先ほど課長のほうから説明があったわけでございますが、健苗にするためにはいい餌を食わせて、成長を早めて、3月中にはもう放流して、3年後には帰ってもらうというような格好の計画で、県、国等の関係の補助なんかを受けて頑張っておりますが、何せ厳しい財源なものですから、町の予算も厳しいわけでございますが、この厳しさの中でこういうように捻出していただけるということがこの表にあるわけでございますが、議員の皆さんにもこれをもっと深く、この説明内容は質問を受ければ担当課のほうで答弁していただけるわけでございますが、何とかこの財源を、二百何ぼの町の財源、厳しい財源の中からの捻出でございますので、そこら辺を考慮していただいて認めていただきたいというのが私からのお願いでございますので、よろしく、私以外の方の質問で答弁していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） 私もこの予算については賛成するものでございますが、そこで今

回帰率の向上ということで、今までのベスト的な回帰率と、それから昨今もうどの報道を見ても厳しい報道が続いています。ですから、その対比がどれぐらいの数値を押さえているか、まずお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） サケの回帰率、推定回帰率ということで、当課で放流数あるいは漁獲数量等により推定した数値でございますが、28年度からの数値で申し上げたいと思います。

28年が0.75%になります。29年度が0.49%、30年度が0.77%、元年度が0.14%、2年度が0.15%、3年度が0.03%という回帰率となっております。サケの放流尾数から見た回帰率でございますので、近年はこういう状況になってございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） そのために、この予算の240万円をもって、この回帰率が回復してほしいとは願うものの、これでは難しいだろうという想定の中の質問でございます。特に0.03%ということでございます。ですので、大型化とか遊泳力の高いとなった場合には、この0.03%が見込みとしてここまで上がっていくのだというふうなものの想定ができるのかどうか。倍予算かければ、さらにこれがもっとよくなるというふうな見込みがあるのかどうかをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） サケの大型化による回帰率がどのように変化という、このデータについては県でもまだ初めての取組ですので、データはないよということで、推測もちょっと公表できるものではないなというところでございます。

ただ、言われるのは、やはり大型化することによって、相当生存率が高まってオホーツク海のほうまで行くだらうなというところはございますので、明らかに効果は出るだらうなというふうに当課では期待しているところでございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） いずれ推計も非常に難しいとは思いますが、昨今というか、とても大変な状況での報道があります。そのことについては、やっぱり町としても真摯に取り組んでいただきながら、ここの水産振興が図れるように、これは強くお願いをして質

問を終わります。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、3目漁港建設事業費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、3目漁港建設事業費を終わります。

ここで、コロナ感染予防対策のため午後3時まで休憩します。

休憩（午後 2時49分）

---

再開（午後 3時00分）

○委員長（三田地泰正君） 休憩前に引き続き、条例補正予算等審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に入ります。予算書の24ページ、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目商工鉱業振興費に入ります。

ここで、新規事業の説明を求めます。

佐々木章経済観光交流課長。どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） それでは、説明資料の6ページをお開き願います。

事業名は、中小事業者エネルギー高騰対策支援事業です。

事業主体は、岩泉町。

事業の目的ですけれども、コロナ禍での原油高や物価高に直面する中小事業者を支援するため、エネルギー価格高騰の影響を緩和するための支援金を給付するものであります。

事業内容の1、支給対象ですが、町内で事業を営む中小事業者として、今回農林水産業を含むものとします。ただし、福祉サービス事業者は除きます。

2、支援金の額です。令和3年の1年間の光熱費及び燃料費を基準額とし、エネルギー高騰分として、その基準額に20%を乗じた額を支援します。ただし、下表の金額を上限といたします。売上げの金額に応じまして、3万円、5万円、10万円と設定するものです。

次に、3、事業費ですが、支援金は総額で2,647万円を想定しております。事業者数は653者を想定。

次に、事務費ですが、26万円ほどですけれども、こちらは時間外手当となりますけれども、直営で町が申請受付ということで行いたいと考えております。

次に、4、給付スケジュールですが、来年の1月から2月中旬まで申請を受け付けまして、速やかに支援、給付をしたいと考えております。

特記事項、それから事業費につきましては記載のとおりですが、財源内訳のところ、一部国庫補助金に不足の分については一般財源を投入して支援を行いたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○委員長（三田地泰正君） 説明が終わりました。

これより審査に入ります。2目商工鉱業振興費に入ります。質疑はありませんか。

7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） ただいまの説明の確認ですが、令和3年度の光熱費、そして燃料費であります。ということは、令和4年度のこれまでの数字はまず関係ないということになります、このところをまず確認したい。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今回の2の支援金の額のところで、令和3年の1年間を基準額とすると。それに、今やっぱり20%以上の高騰がされているという実態を把握していますので、3年から今の4年で20%上がっている分、その分をもう4年度の分の実績をいただかなくても、単純計算をして支援をしたい。というのは、もう一つは申請する側の皆さんの負担も減らしたいということで、こういうような制度設計をしたものです。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎竟次郎君） 具体的に言いますと、令和3年度の申告書の水道光熱費から水道部分を引いて、そして燃料代を足せばいいということでもいいですね。もし出たときは、その他の収入でこの金額を計上するというでもいいですよ。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 最初のご質問はお見込みのとおりでございますけれども、2番目の質問のその他の収入に入れるというのは、今回の支援金をその他の収入にするという意味か……

〔「そうです」と言う人あり〕

○経済観光交流課長（佐々木 章君） この支援金は、令和5年中に支援するものですから、令和5年の申告の収入に該当すると思われま。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎竟次郎君） 分かりました。

引き続き、18節のキッチンカー等導入支援事業補助金が終了したようですが、これの内容についてお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 武田主査。

○委員長（三田地泰正君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝磨君） この事業ですが、2事業者から申請が出ており、交付決定しているところとなります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎竟次郎君） 2業者ということですが、その内容については。お願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 武田主査。

○委員長（三田地泰正君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝磨君） 2事業者ですが、小売業等2者で、細かくいけばスーパーなどの小売業と菓子製造業ということになります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎竟次郎君） 設備というか、どういうふうな事業に使ったのか。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 武田主査。

○委員長（三田地泰正君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝磨君） 設備の内容についてですが、1つは鉄板焼きなど焼き物系の移動販売車、もう一つは製造した菓子等を持って運んで行って販売する移動販売車の2つとなります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、2業者以外には申請はなかったのか。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 武田主査。

○委員長（三田地泰正君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝磨君） 事前に説明会を開催しまして、事業者、申請以外にも3者ほどいらっしゃいましたが、検討していただきましたが、申請には至らなかったということになります。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 7番。

○委員（林崎寛次郎君） そうすると、今回はまず2業者ということで、これからもやる気のある事業者が出てきます。こういうふうなときには、こういうふうな形でもって支援していくというふうに考えていいですか。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

委員おっしゃったように、この事業、皆さんが待っていた事業で、今回特定財源もあって、やはり特定財源にこの趣旨に合致するというので今回やらせていただきました。今後につきましても、そういった声があれば考えてはいきたいのですが、今のところまず一旦は今年度ここで終了というふうに考えております。

○委員長（三田地泰正君） 3番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） 今のお答え、非常によろしいと思います。今回導入を考えたいけれども、間に合わなかったとか、様々な経緯があつて断念した業者もあると伺っておりますので、ぜひそういった方々の支援になるようなことを来年度以降も続けてほしいなど

思いますので、要望して終わります。

○委員長（三田地泰正君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 新規事業のほうで、100万円以上、1,000万円以上、1億円以上の対象事業者の数をお伺いいたします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 武田主査。

○委員長（三田地泰正君） 武田主査。

○経済商工室主査（武田勝磨君） 対象の100万円以上1,000万円未満の事業者数ですが、個人事業主として409事業者、法人が30を見込んでおります。続いて、1,000万円以上1億円未満の個人事業主が92業者、法人が70者、そして1億円以上の個人事業主が2者、そして法人を50者想定しております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目を終わります。

次に、3目地場産業振興費に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

地場産業振興費を終わります。

次に、4目観光施設費に入ります。質疑はありますか。

6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 14節のこの中身について教えてください。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 14節の工事、内訳ですけれども、先ほどご審査いただいた龍泉洞園地再生に関わる土地を取得したところの取得後の工事ということでもあります。内訳といたしましては、支障木の伐採を考えています。購入したエリアにやはり雑木がかかって、今後悪さをするだろうということで、そういった伐採部分、それから隣接地主さんと町との境界に侵入を防止するような標識とか、そういったものを設置して、財産の管理をしていくという内容です。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） 分かりましたが、支障木の伐採、木そのものは今度購入したところに生えているのか、あるいは他の地権者なのかというのはどうなのですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 伐採する木は、購入する部分よりは外側の地主さんの分なのですけれども、それがそのまま大きくなりますと、駐車場として使用した場合などに悪さをすると。今回購入するに当たって、伐採をして環境整備を整えたいということでの内容です。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） 話を变えますが、午前中安家の学校が廃校になるという話。安家にせっかく氷渡探検洞というのががあると。2月頃にすごく氷筍がきれいなのです。やはり町民の皆さんにここは紹介しながら、氷渡洞というのがあるのだよと、せめて長慶の間ぐらいまでは入って、どこまでが氷筍ができて、温度がここまでは外気が影響すると、この奥は外気が影響しないから氷筍はできないのだよとか、そういうのを子供たちにも教えるようなことができないのかなと。そのことで、改めて町民の皆さんが氷渡探検洞というのを何とか解放して、探検洞としてまた再開してくれないかと、町民を醸成させるということが必要ではないかなと思うのですが、その辺について試験的に2月頃からはやるつもりはないかなということで質問をいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

氷渡探検洞の中は、私も今年度に入ってからまだ入っていない状況なのですけれども、やはり今年度まず中に入って点検確認をしなければならないというふうに考えております。その上で安全が確保されている状況であれば、委員ご提案のものも可能かと思えますけれども、やはり一番は安全確保、これが徹底されているのであれば、先ほどのご提案も考えていきたいと思えます。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） 奥のほうは、確かに危険なのです。立命風洞を潜っていった奥のほうに行くと、非常に危険な場所もあるにはあると。ただ、今言った氷筍をみんなに、

氷筍というは何なのよと、見たことがない人も多分いるのだろうと。内間木洞では結構やっていますよね。何日間か開放してやっていると。同じように、同じ環境にあつて氷渡洞でもそれが観察できるわけですから、そこだけでもぜひやるべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） まずは、繰り返しになりますが、安全確保を点検してからということになります。貴重な財産があるというのは私も認識しておりますが、まずそういうことで。

あとは、氷渡探検洞の中でなくても氷筍というのは見られるのかと思うのですけれども、ちょっと考えさせていただいて、まずは点検を、今年度中に入りたいということをお約束して、答弁に代えさせていただきます。

○委員長（三田地泰正君） 6番。

○委員（三田地久志君） 氷筍というのは、洞窟の中でしかできないのです。そこはきちんと理解してください。今年氷筍ができたときに行ってみて、どんなものかと自分の目で確かめて、では来年からやろうとか、今年無理でも。そういうふうに進めていってもらえれば、安家の人たちも、もう一回もしかしてという期待を持つかもしれません。

とにかくどうやってあそこに人を連れていくかと、安家地区に人を入れていかせるかということも、協力隊の皆さんの活用でもいいでしょうし、地元の人たちの活用でもいいでしょうし、その辺も含めてトータルで考えていただければと思います。

終わります。

○委員長（三田地泰正君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 先ほどの園地整備で、立木の伐採についてお伺いします。

龍泉洞の駐車場についての伐採の部分だとか、それから以前に民地に立木があつて、それがとても車に危ないということで、逆に隣の地主のほうからは立入禁止だということで柵を回された案件はご存じかと思いますが、ですので今のお話を聞くと、私の土地ではない相手の第三者の土地についての伐採を見込んでいるということなので、ちょっとその確認についてはきちんとしておいたほうがいいのではないかと考えて質問しますが、その点はどうですか。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今回の土地の取得に当たりまして、こういった面も含めての交渉といたしますか、話合いがあった中での今回の補正予算の計上というふうになっております。

それから、初めにお話のあったフェンス等もあるのは承知しております。その中で、フェンスの外側の木を切るのですけれども、それについても地主さんと協議をした結果、この工事が必要であるということで、理解をいただいて折り合った結果でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4目を終わります。

席替えをお願いします。

席替えも終わりました。ここで7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、1目を終わります。

2項道路橋梁費、2目道路維持費に入ります。質疑ありませんか。

9番、早川委員。

○委員（早川ケン子君） 襲綿地区の屯所前の橋なのですけれども、災害のときに水をかぶりまして。それで、測量は1年ぐらい前だかにしていただいたようのですけれども、そのままになっていまして、橋の根元のコンクリがちょっと砕けているようで、通る人が「あそこは何かなんねべか」と言われるのですけれども、どのようになっているかお伺いします。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（三田地泰正君） 日吉総括室長、どうぞ。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） 私もその現地についてはちょっと把握をしておりませんでしたので、まず現場のほうを確認させていただきまして、それで対応のほうは考えさせていただきたいと思っております。いずれ平成28年の台風の災害復旧事業につ

いては全て完了しておりますので、それに関しては終わっているということで、まず現地を確認させていただきます。

○委員長（三田地泰正君） よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目を終わります。

4目橋梁維持費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4目を終わります。

次に、4項都市計画費、2目公共下水道費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目を終わります。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、住宅管理費を終わります。

それでは、引き続き8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目を終わりにして、次に5目災害対策費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。5目を終わります。

ここで席替えをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2目を終わって、2項小学校費、1目学校管理費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 学校管理費を終わります。

2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 教育振興費のところで伺います。

中学校費にも関連あるのですけれども、最近新聞等で不登校の問題とか、あとはいじめの問題が結構出ている記事が出てきています。それで、不登校も何か全国的に増えているようでして、県内も2,000人を超すというふうなことで、今どんどん増えているような状況のようであります。まず、本町の学校の状況、その辺についてはどのようになっているのかお伺いします。

○教育次長（佐々木 剛君） 柴田指導主事。

○委員長（三田地泰正君） 柴田指導主事、答弁。

○教育指導室副主幹併指導主事（柴田良輔君） お答えいたします。

令和3年度の問題行動調査、昨年度の1年間の不登校ですが、小学校が1名、中学校が11名になっております。現段階の不登校生徒ですが、小学校が3名、中学校が8名というような状況になっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） 今年になってから、大体同じ数ですか。それで、ほかに比べれば、ここは小規模校で人数も子供も少ないわけですので、実際はないのかなと、私はそういうふうに思っていたのですけれども、今のこういう世の中ですので、やっぱり子供も大変なのでしょうか。この11名の不登校、これは子供とか家庭のいろんな状況、一概には理由等は言えないかもしれませんが、この要因というか、そういうふうなことはどのように捉えておりますでしょうか。

○教育次長（佐々木 剛君） 指導主事から。

○委員長（三田地泰正君） 柴田指導主事。

○教育指導室副主幹併指導主事（柴田良輔君） そもそも不登校の定義なのですが、30日以上で不登校というようなことになっておりますが、それは全国的に見てもそういうふうな基準でやっております。先ほど申したのは、30日以上のお話です。

その11名の内訳ですが、11人のうち6名が無気力、不安、あとは1名ずつですが、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、入級、進級、編入学時の不適應、学業の不振、いじめを除く友人関係という要因になっております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） この対応とはあれですけれども、これは学校がもうその生徒に対して先生が何とか来てもらうように対応しているということかなとは思いますが、町教委としてもそれに対していろいろ相談とか指導とかやっているかと思えます。

それで、これはやっぱりどのようにやっているかということと、それからあと地区ごと、学校ごととは言えないのか分からないのですけれども、例えば岩泉の中心校だけでなくて周辺もあるとか、どんな状況ですか。併せて2つお願いします。

○教育次長（佐々木 剛君） 柴田指導主事。

○委員長（三田地泰正君） 柴田指導主事、答弁。

○教育指導室副主幹併指導主事（柴田良輔君） 各学校の対応ですが、やはり各児童生徒のどのような要因で長期欠席になっているのかというところが非常に重要です。また、長期欠席に入りかけている児童生徒と、既に長期間休んでいらっしゃる児童生徒でも、その関わりが違ってきます。

現段階で町教委として力を入れておりますのは、学力を保障するという事です。どのように行っているかといいますと、宮古にございますフリースクール花鶏学苑がオンラインで様々なカリキュラムを組んでいらっしゃるのですが、そこと町教委とで連携をしまして、そういう長期欠席に入っている子の学力を保障するためにオンライン学習を進めております。児童生徒によっては、自宅で行うことを望んでいる児童生徒もおりますし、あと最近取り組んでいるのは、学校の別室の中に花鶏学苑で使う用のパソコンとWi-Fiの機能を置きまして、登校して別室でオンライン活動をする。これがなかなか直接学級には入れないまでも、学校に来て学習をするというような習慣につながりかけているというような事例が幾つか出てきているので、そういったところで取り組んでおります。

あと、2つ目のことに関しましてですが、地域ですとか学校というよりは、やはり児

児童生の要因というところに左右されると思います。先ほど無気力、不安が6名、11分の6名で無気力、不安ですが、要は無気力、不安の要因というところが、ご家族も児童生自身も何に起因する無気力、不安なのかというところが分からないような状況ではあります。ですので、粘り強く話を聞きながら、本人の困り感を何とか引き出しつつ、それを解消するような取組を町教委、学校と連携しながら行っているという状況でございます。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） 4番。

○委員（畠山和英君） これは、ずっと長くなれば、さらにまた大変です、長くなるのでしようけれども。今出ましたオンラインで別室でやるとかなさっているようでありますので、ひとつ先生方にも協力いただいて、フリースクールも含めて何とか出てくる、あるいはこれがあまり増えないようにやっていただければなと思います。

終わります。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、教育振興費を終わります。

3項中学校費、1目学校管理費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

学校管理費を終わります。

次に、2目教育振興費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、4項社会教育費、1目社会教育総務費に入ります。

質疑ありませんか。

8番。

○委員（坂本 昇君） ここの社会教育費で伺います。

小川の民俗資料館も順調に進んで整備されていると思いますが、現状で新年度からのオープンに間に合う状況であるのかどうかという形だけご報告をお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

工事のほうも順調に進んでいるかなと思っております。前にも機会あるごとにご説明してきたところでありますが、新年度、秋頃、10月ぐらいにオープンしたいなと思って準備を進めているところがございます。現在2月末が工期になっておりますので、工事が完了しましたら展示品等の移転等を進めまして、秋頃にはオープンしたいということを進めているところがございます。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） ということは、オープンに当たって、今では概要の平面図なり、このようなのを議会にも示していただきました。よって、10月に向けてのこういうイメージと、それから配置と、それから展示的な分というのも、全協でも結構だとは思うのですが、私とすれば一旦示していただきながら、何とか町内も含め、他町村も含め、発信できるような資料館にしていただければと思うのですが、そのお考えがあるかどうかをお願いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

この後、条例改正等も出てくるかなと思っております。ですので、また説明する機会があると思いますので、留意しながら取り組んでまいります。そのような機会を設けるようにしたいと思っております。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、社会教育総務費を終わります。

次に、3目芸術文化費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、5項保健体育費、1目保健体育総務費に入ります。

質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここでよろしいかとは思いますが、報道等でもされておりました。

た健康診断時に児童生徒の盗撮で逮捕された医師が発覚しております。本町での健康診断時の対応についてお伺いいたします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

町の健康診断でございますけれども、学校医による内科検診等、盗撮等がもしあるとすれば、そのような場面かなというふうに想像いたしますけれども、町の学校医は済生会の柴野院長と、あと宮古市の内田医師のお二人、この内田医師は女性でございますけれども、お願いしているところでございます。

内科の検診等につきましては、脱衣を伴う場合というものはないわけではないわけですが、基本的にはTシャツを着ていただいて、Tシャツを着た状態での検診というふうな対応を今行っているところでございます。ですので、全部脱衣するという場面はほぼないかなというふうに思っております。

また、児童生徒と医師が仕切られたところに2人であるという場面はありませんで、必ず養護教諭が補助についておりますので、そういう盗撮等の心配はないかなというふうに思っております。

○委員長（三田地泰正君） 13番。

○委員（八重樫龍介君） 今の説明を聞いて安心しましたが、被害者にとっては一生心に傷が残る事案でございますので、念には念を入れての対応をよろしくお伺いいたします。これは要望です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、次に行きます。2目体育施設費に入ります。質疑ありませんか。

どうぞ、8番。

○委員（坂本 昇君） 体育施設費でお伺いします。

今年度B&Gの周りに芝生が出たり、それから球場はそのとおり立派にやっただいております。ところが、その川向かいのふれあいランドということになると、体育施設となるとまだまだ4年も5年も先なわけですが、教育委員会でやっている小本のマラ

ソンですか、あれらにも結びつける意味を含めて、日頃からのスポーツゾーンというか、ちょっとした予算をかけなくても済む、今あるような施設の中を、組み立てによっては1キロ周遊コースだとか、こっちまで延ばせば2キロになると、それももう体育協会と連携して、そういう体育施設というもののお金をかけない整備をして体力向上にいけば、町民の方々もそこに行くとか何か走りたくなるというか、運動能力を高めたいくなるというふうな気がするのですが、そういう考え方を来年度に向けてもお願いできればと思うのですが、お考えをお伺いします。

○委員長（三田地泰正君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

ふれあいらんどの陸上競技場、トラックがなくなりまして、そのような声もあるのかなというふうには思っておりますけれども、今現在ちょっと私の頭の中にそのようなイメージがない状況でございます。また、体育協会等とも今後の町民の体力の維持向上等の面から、そのような施設整備も将来的に必要かどうかというあたりも意見交換をしながら進めていきたいなというふうに思っておりますので、少しこれはお時間をいただいて検討させていただきたいなと思っております。

○委員長（三田地泰正君） 8番。

○委員（坂本 昇君） いつかも新聞に載ったように、必要かどうかということではなくて、必要だという前提でまず町民の声が届いていますし、再三トラックが欲しいというのも議会でも出て、だんだんにトラックは難しいのかなというところまではやや落ち着いてはきたのですが、それにつけても既存の施設、例えば球場の周りからサブグラウンドを回って、道の駅をぐるっと回っただけでも1キロ500とか、それにも印をつけただけでもそこはスポーツゾーンの一つと。それから、川向かいのほうに行くと、ふれあいらんどの回って、ぐるっと回ってくれば2キロになるとかというふうなことで、日頃からそれが岩泉、あとは廃校という言葉は使いたくはないのですが、学校の周りがちょっとしたそういうスペースがあって、そこを整備すると今度誘致企業か何かでおいでになっていただく人たちにもちょっとトレーニングというか、気分転換にもなるというふうなことで、何とか必要なのだというイメージと、それから予算はかけなくて何とかできないかという2つの線で取り組んでいただきたいと思いますので、これは要望にしておき

ます。よろしくお願ひします。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、体育施設費を終わります。

次に、3目学校給食費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。学校給食費を終わります。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 11款公債費、1項公債費、1目元金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2目利子に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。9ページをお開きください。10款地方交付税、1項地方交付税、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 14款国庫支出金、1項国庫負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 14款2項国庫補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 15款県支出金、1項県負担金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2項県補助金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 17款寄附金、1項寄附金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 18款繰入金、2項基金繰入金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 20款諸収入、4項雑入、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 21款町債、1項町債、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地泰正君） これより議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第8号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定において岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行ったものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願います。2款2項1目一般被保険者高額療養費、18節に高額療養費1,928万4,000円を追加しております。これは、年間見込額の増額に伴う調整となっております。

次のページ、9ページを御覧願います。3款1項1目一般被保険者医療給付費分では、18節国民健康保険事業費納付金189万1,000円の減額、同じく2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分では、18節国民健康保険事業費納付金140万2,000円の減額、同じく3項1目介護納付金分では、18節国民健康保険事業費納付金362万9,000円の増額としております。これは、基準となる計数の確定に基づき、所要額の調整を行うものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページにお戻り願います。3款1項1目保険給付費等交付金で18万2,000円、6款1項1目繰越金で1,202万5,000円、7款3項6目雑入で521万7,000円を計上し、財源の調整を行ってございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳出を項ごとに、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2項徴税費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2款保険給付費、2項高額療養費、質疑ありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここで高額療養費が1億円に対して2,000万円、約20%の増額になっています。これは、想定内なのかどうかというだけお伺いします。例年どおりかどうか。お願いします。

○委員長（三田地泰正君） 山岸町民課長、答弁。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

高額療養費のこれまでの経過と申しますか流れなのですが、実は令和3年度の予算においても、最終の3月補正で高額療養費の補正をお願いしてお認めいただいております。高額療養費の増えている傾向が令和3年の9月、10月頃から始まっております。内容を見ますと、3月補正のときにがんが増えているというような答弁をした記憶もございますけれども、そういった傾向もちょっと右肩下がりのような傾向で続いているのですが、一方では先進医療、もう少し具体的に申しますと高額な薬剤というか調剤と申しますか、そういったものが反面増えております。そういった経過を踏まえますと、想定どおりと言えれば想定どおりで、特にも調剤のところは、その治療というのは続くでしょうから、今後ももう少しの間はこういった傾向が続くのではないかなというふうに捉えております。

以上です。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、5項葬祭諸費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 2項後期高齢者支援金等分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 3項介護納付金分、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。歳入は一括での審査になります。6ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長（三田地泰正君） これより議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第9号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、観光施設小工事及び光熱水費の追加を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。7ページを御覧願いたいと思います。1款1項1目一般管理費、14節で観光施設小工事の108万円を追加しております。これは、大牛内地区にあります御殿崎自然休養林のトイレ等に水道給水管の引込みを行うものでございます。

同じく2目龍泉洞管理費、2節給料から10節需用費まで合計412万7,000円を追加しております。これは、人件費及び光熱水費の調整を行ってございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページにお戻り願います。6款1項1目繰越金で504万9,000円を計上し、財源の調整を行ってございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

○委員長（三田地泰正君） 議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第10号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、岩手県人事委員会勧告に伴う人件費の調整を行ったほか、公共下水道施設における更新工事等の進捗に応じた所要の整理を行ったものでご

ございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページを御覧願いたいと思います。1款2項1目管渠施設費、14節マンホールポンプ場制御盤移設工事で330万8,000円の減額、公共下水道管渠施設（泉橋）移設工事で4,730万円の減額をしております。これは、岩手県で実施している河川災害復旧工事の進捗状況により、今年度の事業実施を見送るものでございます。

同じく2目浄化センター施設費、14節で汚泥脱水機タッチパネル交換工事355万3,000円を追加しております。これは、経年劣化に伴い、交換するものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページにお戻り願います。7ページになります。3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金で347万2,000円を減額計上しており、実績に伴う調整を行っております。

次に、5款1項1目繰越金で775万1,000円を計上し、財源調整を行っております。

続きまして、6款2項1目雑入で、公共下水道管渠施設移設補償費3,189万9,000円を減額計上しております。これは、岩手県で実施している河川災害復旧工事の進捗状況により、今年度の事業実施を見送った移設工事に係る物件移転補償費でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、4ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。3つの起債の種類について補正を行いまして、補正後の限度額の総額を4,600万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、歳出から項ごとに、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は歳出から項ごとに、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の審査を行います。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君）　ここでよろしいかと思いますが、現在浄化センターで発生する汚泥の最終処理はどのように行われているかお伺いします。

○委員長（三田地泰正君）　佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君）　それでは、お答えいたします。

浄化センターから発生する汚泥でございますけれども、浄化センターには汚泥脱水機というものがついております。脱水した後の汚泥としましては、発生量としまして令和3年度実績では約187トン、令和2年度では230トン程度脱水した汚泥が発生すると。その発生した汚泥につきましては、宮古地区広域行政組合の清掃センターに附属する汚泥混焼施設のほうに産業廃棄物として運搬をかけて、そして焼却処分しているというところでございます。

○委員長（三田地泰正君）　13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君）　そこで、汚泥の再利用として他の大きいところですけども、行政組合では肥料等に加工して利活用しているようですが、この検討等は今後なされるお気持ちはあるのか、その辺をお伺いします。

○委員長（三田地泰正君）　佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君）　下水道汚泥の処理の在り方、現在の方法についてはご説明したとおりになります。昨今において、実は委員のほうからお話があったように、国におきましても昨今のウクライナ情勢などを受けまして、肥料の調達価格の高騰や、さらには輸入の懸念というものが強く指摘されている状況にあるということから、国土交通省と農林水産省において、下水から発生する汚泥を有効に肥料化できないのかという検討が昨今進んできているという状況がありまして、それを受けて国のほうからも移行希望というふうなことでの調査が入ってきております。

そういった流れが出てきておりますことから、宮古地区広域管内におきましては、各市町村の浄化センターの発生する汚泥は、私が説明したように焼却処分しているのが現行ではございますけれども、そういう国の方針的なものも変わってきているということ

から、今後管内において検討していくということが考えられる状況でございます。

○委員長（三田地泰正君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） それでは、2項事業費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、2款公債費、1項公債費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） なければ、これで歳出の審査を終わります。

歳入に入ります。歳入は、一括での審査になります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。4ページです。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正の質疑を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）

○委員長（三田地泰正君） それでは、これから議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業

会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、議案第11号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、県の河川災害復旧事業等の進捗に関連する費用の計上のほか、事業運営に応じた所要の調整を行っております。

それでは、5ページからの予算事項別明細書により主な内容について説明します。6ページをお開き願います。収益的収支の主な支出です。1款1項1目原水及び浄水費、16節の動力費、昨今の電気料金の値上がり状況を勘案しまして、376万2,000円を増額しております。

続きまして、1款1項5目1節有形固定資産減価償却費を100万6,000円減額、6目1節の固定資産除却費を2,410万5,000円増額しております。これにつきましては、県の河川災害復旧事業に関連する配水管布設工事等の進捗状況を見込んだ調整としております。

次に、収入の部についてご説明します。5ページをお開きください。1款2項5目1節の雑収益762万8,000円の減額でございます。これにつきましても県の河川災害復旧事業の進捗に関連しまして、今年度の施工が見送られた部分がございますことから、減額しようとするものでございます。

次に、10ページをお開きください。資本的収支の部分での支出になります。1款1項1目15節の工事請負費で1億3,284万2,000円を減額しております。これにつきましても説明重なりますけれども、県の河川災害復旧事業の進捗に応じた減額とするものでございます。

次に、資本的収支の収入、8ページを御覧ください。1款1項1目1節の企業債5,980万円の減額、1款3項1目1節の物件移転補償費を7,316万2,000円減額しております。これにつきましては、支出の減額に伴う特定財源の調整でございます。

3ページ、お戻りください。収益的収入の総額で3億9,421万8,000円、収益的支出の総額は4億5,308万5,000円となります。

4ページをお開きください。資本的収入になりますが、資本的収入の総額では6億9,534万3,000円、支出の総額では7億6,097万7,000円となります。

支出に対します収入が6,563万4,000円不足となる予算でございますが、不足額につきましては当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と引継金をもって補填しております。

以上が補正の概要となります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三田地泰正君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りをします。審査の順序ですが、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については、第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象とすることに決定しました。

これから第2条、業務の予定量の質疑を行います。1ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

よって、第2条、業務の予定量の質疑を終わります。

次に、第3条、収益的収入及び支出の質疑を行います。5から7ページの収益的収入及び支出の事項別明細書と、11ページから14ページの財務諸表についても質疑の対象とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで第3条、収益的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、第4条、資本的収入及び支出の質疑を行います。8ページから10ページ、11ページから14ページも質疑の対象とします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで第4条、資本的収入及び支出の質疑を終わります。

次に、第5条、企業債の質疑に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

これで第5条、企業債の質疑を終わります。

次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の質疑を終わります。

次に、第7条、他会計からの補助金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 質疑なしと認めます。

第7条、他会計からの補助金の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） これまで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りをします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（三田地泰正君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願います。

---

◎閉会の宣告

○委員長（三田地泰正君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 4時15分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和4年第4回岩泉町議会定例会  
条例補正予算等審査特別委員会委員長

三 田 地 泰 正

---